

きらっと いきいき あったかい
高知家の教育

高知家の子どもたちが
誰一人取り残されない学びを保障
するためのガイドライン

令和7年3月
高知県教育委員会

は じ め に

不登校は、様々な要因が複雑に絡み合って生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものです。

そのため、子どもの周りにいる全ての関係者が子どもを真ん中において、それぞれの立場で協力し合って支援を行っていくことが必要です。そのうえで、学校は、全ての児童生徒にとって安全・安心で、「楽しい」と実感できる魅力ある場所となるよう努めるとともに、児童生徒の心や体調の変化を即座に察知するアンテナを持ち、適切な支援を的確に行う体制を構築していくことが重要です。

また、児童生徒の支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路・将来を主体的に考え、社会的な自立を目指す意欲や態度を養うことに重点を置く必要があります。

不登校児童生徒個々によっては、これまでに培ってきた価値観を考え直したり、精神面でのエネルギーを蓄えたりする時間が必要な場合があります。また、学校以外での多様な学習がその成長に有効な場合もあるのではないのでしょうか。こうしたことも踏まえ、学校はもちろん、周りの支援者は、それぞれの子どもの状況に応じた学習活動等が行われるよう関わっていくことが重要と考えます。

ただ、全国小中高等学校の不登校児童生徒は年々増加しており、本県においても、1,000人当たりの不登校児童生徒数が、依然として高い状況にあります。このような状況は、児童生徒の学業の遅れや進路選択の不利益につながり、また、社会的自立に対しリスクがあることを考えると、学校教育における大きな課題であると認識しています。

このようなことから、高知県教育委員会では、「第4期高知県教育振興基本計画」の基本方針の一つに、「『高知家』の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進」を掲げ、不登校対策を重層的に構え推進しているところです。

その一つとして、本県における不登校児童生徒の多様な教育機会確保に係る現状と課題、今後の取組の方向性等について検討するため、令和5年から「高知県不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に関する協議会」を設置し、有識者の方々の専門分野を生かした様々なご提言をいただけてきました。

この度、これらのご意見をふまえたうえで、不登校児童生徒を含め、本県の全ての児童生徒が安心して学び、自らの進路・将来を主体的に考え、社会的自立に向かって確実に歩を進められるように、不登校支援の在り方等についてまとめた「高知家の子どもたちが誰一人取り残されない学びを保障するためのガイドライン」を作成しました。

各学校や各市町村教育委員会においては、高知家の子どもたちが誰一人取り残されることなく、それぞれの学びが保障されるよう、本ガイドラインを御活用いただくよう、お願いします。

結びに、このガイドライン策定にあたり貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

高知県教育長

長岡 幹泰

もくじ

1	不登校に関する基本的な考え方	
	●不登校についての理解	1
	●不登校児童生徒の重層的な支援体制について	2
2	高知県の不登校の現状と実態把握	
	●本県の不登校児童生徒数の推移	3
	令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	
3	児童生徒の多様な教育機会の確保	
	(1) 魅力ある学校づくり	
	①不登校を生じさせない学校・学級づくり	4
	○児童生徒対象の意識調査の活用	6
	○意識調査をどう活かすのか	6
	②教職員に求められる児童生徒理解の視点と組織的な取組	7
	○児童生徒理解の視点	7
	○組織的な取組	8
	○全教職員で行う発達支持的生徒指導	9
	○校内体制づくり	10
	③誰にとっても分かりやすい授業づくり	11
	○全ての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現	11
	○ユニバーサルデザインに基づく授業づくりや合理的配慮の視点を生かした授業づくり	12
	④校種間の連携	14
	○保幼小連携・接続	15
	○小中連携	18
	○中高連携	19
	○個別支援計画・引き継ぎシート等の活用	20
	○キャリアパスポートの活用	21
	⑤SOS の出し方に関する教育	22
	○高知県におけるSOSの出し方に関する教育の目的	22
	○SOSの出しやすい環境づくり	23
	○地域と連携した支援	23
	○先進校（中高）での取組	24
	(2) 早期発見・早期対応・支援	
	①校内サポートルームの充実	25
	○校内サポートルームを運営するにあたって	25
	②専門職との協働によるチーム学校支援（チーム Pro）	30
	(3) 多様な教育機会の確保	
	①高知県心の教育センターにおける支援	32
	○相談支援体制	32
	○多様な教育機会の充実に向けて	33

②教育支援センターにおける支援	35
○教育支援センターの在り方	35
③フリースクール等、民間団体の多様な場における支援	38
④学びの多様化学校の在り方	40
○対象となる児童生徒	40
○本県における学びの多様化学校の在り方	40
4 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」及び「欠席中の学習活動の評価」について	43
5 不登校児童生徒を支援する民間施設について（出席扱いの考え方とその要件）	47

巻末資料

①提言書（高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会より）

②校内支援会PLAN-DOシート

1 不登校に関する基本的な考え方

不登校についての理解

不登校は、様々な要因が複雑に絡み合って生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものです。そのため、児童生徒の周りにいる全ての関係者が児童生徒を真ん中において、それぞれの立場で協力し合って支援を行っていくことが必要です。しかしながら、「不登校」に対する理解不足が原因により、不適切な発言や対応が行われ、そのことが、不登校の要因になったり、学校への復帰を妨げたりすることがあります。教職員一人一人が、不登校に関する基本的な考え方を理解することが重要です。

誰にでも起こり得るのが 「不登校」

- ・不登校は、取り巻く環境によっては、誰にでも起こり得るものです。
- ・不登校というだけで問題行動である受け取られないように配慮することが大切です。
- ・当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があります。

「社会的自立」 を目指す

- ・支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすことです。
- ・学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。

大切なのは 「学びの保障」

- ・学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立のリスクがあることに留意して適切な支援を行う必要があります。
- ・必要な支援は一人一人様々であり、またその時々や状況により、学校への復帰を望む児童生徒もいれば、教育支援センター等、学校外の学びの場を活用することが本人にとってよい場合もあります。学校だけで抱え込まず、公共機関や民間機関とも連携することが大切です。

大きな役割を担う 「学校教育」

- ・学校は、仲間や先生たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、人間形成の基礎として必要なものを修得するとともに豊かな個性と社会性を身につける場所です。
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図ること、児童生徒が安全・安心して過ごせる魅力ある学校づくりに努めることが重要です。

不登校児童生徒の重層的な支援体制について

不登校になってからの支援だけでなく、不登校を生み出さない取組や兆しが見えた段階で早期発見・対応・支援する等、児童生徒を重層的に支援することで誰一人取り残されない「学びの保障」を実現します。



全ての児童生徒



兆しが見えた児童生徒



学校に通いづらい児童生徒

(1) 魅力ある学校づくり

- ①不登校を生じさせない学校・学級づくり
⇒P.4
- ②教職員に求められる生徒理解の視点と組織的な取組
⇒P.7
- ③誰にとっても分かりやすい授業づくり
⇒P.11
- ④校種間の連携
⇒P.14
- ⑤SOS の出し方に関する教育
⇒P.22

(2) 早期発見・早期対応・支援

- ①校内サポートルームの充実
⇒P.25
- ②専門職との協働によるチーム学校支援
(チームPro)
⇒P.30

(3) 多様な教育機会の確保

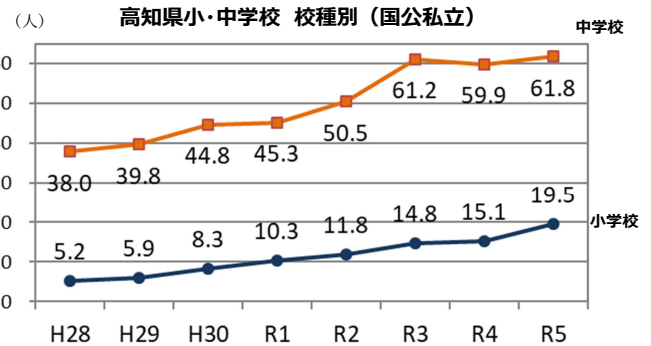
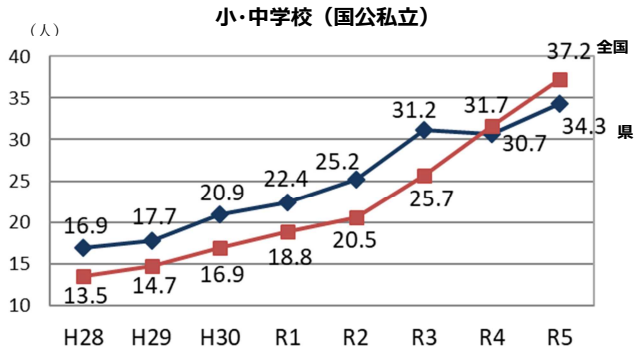
- ①高知県心の教育センターにおける支援
⇒P.32
- ②教育支援センターにおける支援
⇒P.35
- ③フリースクール等、民間団体の多様な場における支援
⇒P.38
- ④学びの多様化学校の在り方
⇒P.40

2 高知県の不登校の現状と実態把握

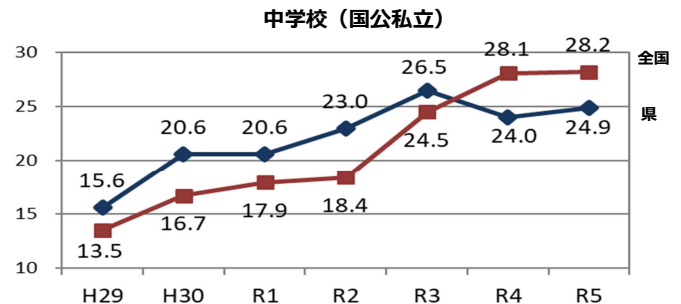
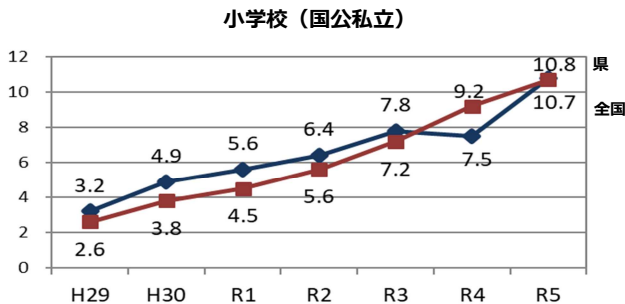
本県の不登校児童生徒数の推移

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（不登校）

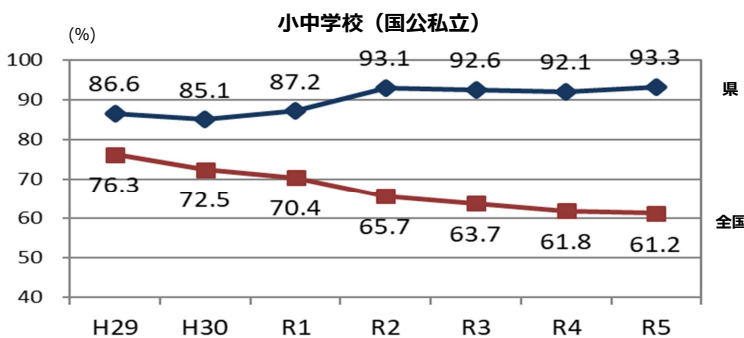
◇不登校児童生徒数 ※数値は1,000人当たり



◇新規不登校児童生徒数 ※数値は1,000人当たり



◇不登校児童生徒のうち学校内・外で相談・指導等を受けている割合



◇結果の概要

- 令和5年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、34.3人であり、全国値と比較すると2.9ポイントとなった（前年度に引き続き2年連続で全国値を下回った）。

◇要因及び対策

- 1,000人当たりの不登校児童生徒数が2年連続で全国値を下回ったことは、不登校の兆しが見える児童生徒の早期把握、早期対応に注力するとともに、専門家の見立てに沿った支援を行い、あわせて、子どもの心理状況に応じた居場所の確保に取り組んだこと等が要因として考えられる。

3 児童生徒の多様な教育機会の確保

(1) 魅力ある学校づくり

全ての児童生徒にとって、学校や学級が安全・安心な居場所であることが実感できる取組を行うことが重要です。新たな不登校が生じない、児童生徒が明日も通いたいと思える魅力ある学校づくりに取り組むことが大切です。

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。

特に、入学直後や学級・ホームルーム替え後の時期は、人間関係を一から構築する大切な節目です。学級・ホームルーム担任は、日々の授業や特別活動を通し、全ての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級・ホームルームが安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めることが求められます。

また、校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為等を許さない学校運営や学級づくりを行うことは、様々な問題の芽を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となります。

＜令和4年12月「生徒指導提要（改訂版）」文部科学省＞から抜粋

具体的には児童生徒にとって、

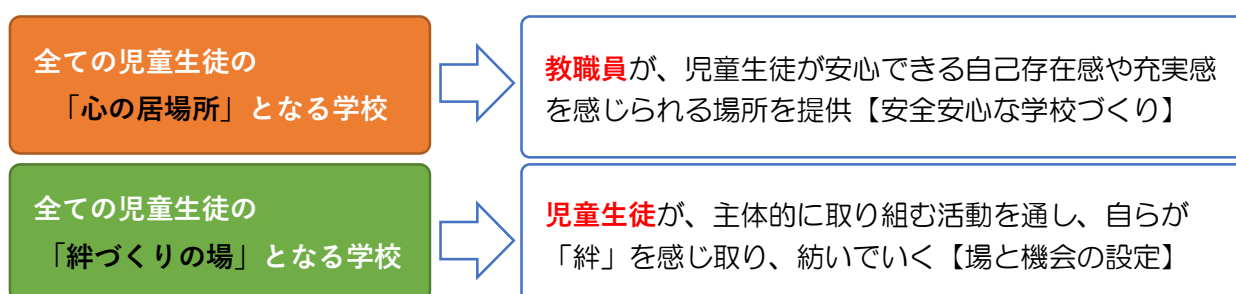
- 「**自己が大事**にされているか」
- 「**自分の存在を認識**されていると感じることができるか、かつ精神的な充実感を得られる**心の居場所**となっているか」
- 「**教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で共同の活動を通して社会性を身に付ける絆づくりの場**となっているか」
- 「**学校が児童生徒にとって大切な意味のある場**となっているか」

等について**問い直す**ことが大切である。

＜平成28年7月「不登校に関する調査研究協力者会議」文部科学省＞

①不登校を生じさせない学校・学級づくり

教職員の皆さんは、日々、児童生徒にとって「魅力ある学校・学級づくり」を目指して教育活動に取り組んでいることでしょう。その願いや思いをより実現させる取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と児童生徒自身による「絆づくり」を意識した教育活動が挙げられます。



（参考 平成29年1月「魅力ある学校づくり調査研究事業第Ⅲ期報告書」文部科学省）

児童生徒が互いの良さを認め合い、自分たちで横のつながりを紡ぐことができるような学校・学級をつくるためには、まず、教職員が安全・安心な環境（児童生徒が安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場）を整える「居場所づくり」が大切です。次に、意図的、計画的に児童生徒が主体的に取り組む場である「絆づくり」の場を設定しましょう。

「居場所づくり」の具体的な取組の例

人のことを大切にする「聞く指導」

- 内容** めざす子ども像「人を大切にできる児童生徒」の実現に向けて、小中一貫して『人のことを大切に『聞く』取組を進めています。「人の話を最後まで聞く」「自分の考えを持ちながら聞く」が身に付くよう、発達段階に合わせてモデルを示し、肯定的評価を大切にしています。
- 効果** 規範意識の醸成につながり、共に認め、支え合う集団づくりにつながります。



子どもたちの活躍の場を見える化

- 内容** 児童生徒の頑張りがよく見えるように、玄関の正面に子どもの学校行事やクラブ活動での頑張りを掲示するようにし、生徒はもちろん保護者や来校者にも見てもらえるようにしています。
- 効果** 自己存在感の高まりや学校生活への充実感につながります。



新入生へのオリエンテーション、集団宿泊研修（仲間づくり活動）

- 内容** 各高等学校では、学習に取り組むための心構えや学校生活を健康で安全に過ごすためのルールについて学んだり、将来に向けてどのように自分と向き合っていくかを考えたりするオリエンテーションを行っています。また、対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、新入生を対象とした仲間づくりのための合宿や体験活動を実施しています。
- 効果** 入学直後の新入生が、安心して学校生活を送るための心の準備につながります。

「絆づくり」の具体的な取組の例

アンケートから生徒たちが主体的にイベントを開催

- 内容** 子どもたちに主体的に学校を魅力あるものにしてもらいたいという意図をもって、学校アンケートの結果の一部を生徒会執行部と共有しました。生徒会執行部は、「あなたは学校が楽しいですか」の項目が低いことに課題を感じ、そのことから「中学校占拠」というイベントを計画しました。
- 効果** 教員が子どもを信じ任せたことで、自分たちの願いを自分たちの力でかなえ、実践できました。その結果、学校生活を楽しいと回答する生徒が増えました。



自分たちで考え、実践する異年齢交流活動

- 内容** 行事や児童主体のレクリエーション活動の時間と、異学年で勉強を教え合う時間を確保し、異学年交流を実施しています。
- 効果** 異学年交流を通して、下級生は上級生への憧れから、なりたい自分を見つけることができます。一方、上級生は自覚と責任感が芽生え、役割を果たす達成感を得ることができます。

4 研究の実際 ～児童主体の学級・学校づくり～	
異年齢交流	
1学期	4月 対面式 5月 春の遠足、運動会 6月 くすのきタイム 7月 地区児童会 8月 くすのきタイム
2学期	9月 くすのきタイム 10月 くすのきタイム 11月 くすのきタイム 12月 くすのきタイム
3学期	1月 くすのきタイム 2月 くすのきタイム 3月 くすのきタイム

縦割り班活動

児童主体のレクリエーション活動

異学年で勉強を教え合う活動

これらの取組が、児童生徒たちに届いているのか確認する1つの方法として「意識調査」等を活用することが挙げられます。「意識調査」の結果を踏まえながら教職員の思いや願いと児童生徒の意識とに差があるかどうかを確認し、日常の指導が魅力ある学校づくりになっているかどうか点検してみましょう。



＜児童生徒対象の意識調査の活用＞

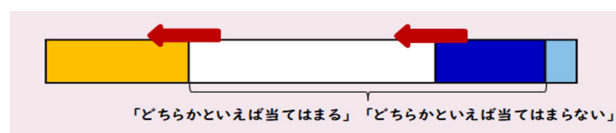
全ての児童・生徒が学校を安心感のもてる居場所であると実感できるような魅力ある学校づくりは教職員の願いです。教職員は、日常の教育活動全てにおいて、その実現のため取り組んでいます。日頃の学校づくり、学級づくりに関する教職員の思いや願いは、全ての児童生徒に届いているかどうかを振り返り、児童生徒の意識調査から届いていないと判断した場合に、取組を更に改善できる点はないかという視点で取組の方向性を再確認する必要があります。その際、集団へのアセスメントとして、「意識調査」等を活用した点検の導入が効果的です。

現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から一つずつ選び、その番号に○を付けてください。

	当てはまる	どちらかといえば、当てはまる	どちらかといえば、当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・	1	2	3	4

＜意識調査をどう活かすのか＞

活用のポイントは、「強肯定」(※)の回答に着目することです。不登校対策に熱心に取り組む教職員ほど、児童生徒の



「強否定」(※)の回答に着目し、評価を上げる取組に関心を向けることが多いでしょう。

しかし、「強肯定」の回答を増やすためには、全ての児童生徒に取組を浸透させていく必要があります。全ての児童生徒にとって魅力ある学校となるためには、「どちらかといえば」の回答に目を向け、「当てはまる」と回答している割合を増やすことが重要です。また、個々の教職員の取組だけではなく、学年や学校全体で点検し、共通理解による実践が必要です。そのためには、学校の独自性を生かす内容を意識しながら、全児童生徒に届く取組となるようにしたいものです。

あらかじめ教職員全体で児童生徒の「強肯定」の回答が何割になるか予想を立て、実際の回答値と比べて、その学校や学年全体の課題を設定することが効果的です。新たな調査形式を準備するということではなく、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙や学校生活アンケート等、既存のアンケートを活用することも一つの方法です。

※ 強肯定・・・「当てはまる」 強否定・・・「当てはまらない」

②教職員に求められる児童生徒理解の視点と組織的な取組

不登校が生じない魅力ある学校づくりの実現のためには、教職員の授業力や児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出す共感的な対応力等、個々の研鑽をはじめ、様々な教職員等がチームを組み、組織的な取組を行うことで指導・支援の幅や可能性を広げることが大切です。

＜児童生徒理解の視点＞

児童生徒理解は、児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできることであり、毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことも可能になります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。

児童生徒本人や周りのクラスメイト、家庭、さらには、地域の児童館や子ども食堂等との情報共有が、不登校児童生徒が抱える課題の早期発見につながるものが少なくありません。

＜令和4年12月「生徒指導提要（改訂版）」文部科学省＞から抜粋

児童生徒理解は、日常の教科指導をはじめとしたあらゆる教育活動を通じて、教育実践が成果をあげるための大前提の一つです。また、児童生徒理解については、学習指導要領の第1章「総則」にも明記され、発達段階による表現や意味づけが異なる部分もありますが、校種が異なっても児童生徒理解が信頼関係や人間関係を育み、学級経営を充実させていくうえでも重要な位置を占めていることが理解できます。したがって、課題のある一部の児童生徒だけのために必要な児童生徒理解ではなく、すべての児童生徒を対象とした児童生徒理解が必要です。

【児童生徒理解を図るための方法や留意点等】

- 人間的な触れ合いを通じて、きめ細かく観察する。
 - ・ 個々の子どもの挨拶や会話の内容、言葉遣い、表情、健康状態等
 - ・ 学級における友人関係の変化
 - ・ 学級集団の中での特定の子どもの結びつきやグループ化の傾向
 - ・ 学級集団の中で特定の子どもが排除されたり孤立したりする傾向
- 一人一人の子どもが発する言葉にどんな意味が込められているかを考えながら傾聴する。
- 交換ノートや日記指導等を通じて、思いを自由に書かせるとともに 教員の願いも伝えていく。
- アンケートや面談を実施し、共感的に受け止めるとともに、子どもに関する情報（知識、要求、考え、悩み、性格等）を徴収する。
- 生活実態調査、いじめアンケート、学習意欲調査、進路希望調査等を計画的・効果的に実施し、子どもの特性を平均的な傾向と比較しながら理解に努める。
- 作文や日記、班ノート、子どもの作品等から、子どもの心の状態等を読み取る。
- 授業や日記、保健室、部活動等における子どもの気になる言動等について、教員間で情報共有をする。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との情報連携、行動連携を図る。
- 学級通信や家庭訪問、電話連絡等を通じて保護者との関係づくりを進める。
- 教員が自己開示をする等、子どもとの距離を近づける働きかけを行う。

＜組織的な取組＞

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、前述のように、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められます。また、対応が難しい場合は、生徒指導主事や教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW 等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となります。さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になります。課題早期発見対応や困難課題対応の生徒指導においては、チームによる指導・援助に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要です。また、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育においても、チームを編成して学校全体で取組を進めることが求められます。

＜令和4年12月「生徒指導提要（改訂版）」文部科学省＞から抜粋

組織的な取組を行う2つのチーム学校

チーム学校は、学校内外の多職種（SC、SSW、保健師、医師、スクールロイヤー等）と絶えず連携し、子どもの支援ニーズをくみ取り、授業を含めた学校の教育を展開することです。チーム学校には、課題早期発見対応や困難課題対応の生徒指導を行うチーム学校「チームPro（チームプロ）」、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育を行うチーム学校「チームFlat（チームフラット）」の2つのチーム学校があります。



「チームFlat」の取組では、学級経営のばらつきを少なくすると共に、担任一人で抱え込まず、どんなことでも相談できる雰囲気づくりが大切です。また、どんな取組に対しても、よりよくするために話し合い、みんなで納得しながらチャレンジすることが当たり前の学校文化になっていくことが大切です。「チームPro」については、P.30 から掲載しています。



＜全教職員で行う発達支持的生徒指導＞

発達支持的生徒指導とは、すべての子どもに対して、学校の教育目標の実現に向けてすべての教育活動においてすすめられる生徒指導の基盤となるもので、教師の子どもへの向き合い方を示しています。

【発達支持的生徒指導の場面の例】

- 1) 教職員が日常的に行う、子どもへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話
 - ・子どもの名前を呼んで朝の挨拶をする
 - ・係活動の場面で、子どもに声をかける
 - ・子どもが頑張り、その成果が出た場面で、「これまでの努力が実ったね」と声をかける
 - ・何気ないテレビ番組の感想等を共有する
- 2) 授業や行事等を通した子ども一人一人への働きかけ
 - ・授業の中に子どもが活躍できる場面がある
 - ・運動会の準備の一部を子どもに任せ、子どもが主体となった運動会を実施する
- 3) 授業や行事等を通した集団への働きかけ
 - ・生徒指導の実践上の留意する視点（4視点）を意識した授業をおこなう
 - ①自己存在の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成
 - ※詳細については、「改訂版 高知県生徒指導ハンドブック」を参照してください。
 - ・失敗を笑ったりしない、それぞれのよさや個性を認め合える風土を教員の支援のもと、子ども達とつくりあげる
- 4) 学習指導と関連付けて、市民性教育や人権教育を行う

つまり、「発達支持的生徒指導」とは、教師がこれまで積み重ねてきた知識や経験、技能を駆使して日常的に行う関わりといえます。ただし、教師自身が「子どもの成長を支える」という意図を持って日常の教育活動を行っているかどうかによって、その働きかけの効果も変わってきます。そして、「発達支持的生徒指導」は、集団指導のイメージがあるかもしれませんが、個別指導で意識していくことも大変重要です。

＜令和6年3月「改訂版 高知県生徒指導ハンドブック」＞

例えば、宿題を頻繁に忘れてくる子どもが今日も宿題を忘れてきています。さて、担任として何と声をかけますか？「今日もまた忘れてきたの？」と声をかけるのと、「どうした？何か困っているの？」と声をかけるのでは子どもの受け止め方は大きく違ってきます。「今日もまた・・・」と声をかけられた場合は、子どもは何も言えなくなってしまいます。「何か困っているの？」と声をかければ子どもとのやりとりは続いていきます。「実は、宿題ができてなくて・・・」「そうか。どうしてできなかったの？」「うん・・・。ちょっとやろうと思ったんだけど一番最初の問題が分からなくて」「そうなんだね。やって来なかったけれど、君はやろうとはしたんだね」こうした「子どもの成長を支える」ことを意識した個別指導による教員と子どもの関わりには、教員の子どもの理解しようとする思いが重要であり、その思いを重ね伝えていくことで教員と子どもの信頼関係も育まれていきます。



＜校内体制づくり＞

不登校を生じさせない学校づくりに向けて、様々な取組を行っていくために、校内での体制づくりを行うとともに、役割分担を明確にし、校長のリーダーシップのもと方針の検討や取組の点検等を行うことが大切です。

管理職

- ①リーダーシップを発揮し、組織的な対応ができる校内体制づくりに努める。
- ②組織的な指導や支援方針を決定する。
- ③校区内の園長・校長同士の積極的な情報交換を行う。
- ④校種間の連携に向けて、学校間の交流を推進する。
- ⑤地域学校協働本部との連携等、地域人材の活用した学校運営を行う。



担任

- ①子どもの観察や関わりを通して、子どもの状態や家庭環境を把握する等、児童生徒理解に努める。
- ②学級が、子どもにとって居心地のいい学びの場となるように環境整備や仲間づくりを行う。
- ③学年主任や管理職等への報告・連絡・相談を密にとり情報共有を行う。
- ④電話連絡や家庭訪問等、家庭と連携しながら子どもへの働きかけを行う。
- ⑤子どもの学習状況を把握し、他教員と連携しながら学習支援を行う。



学年

- ①校内支援会への参加や臨時のケース会議等の参加への働きかけを行う。
- ②保護者との信頼関係構築に向けた助言を行う。
- ③担任を含め一人一人の教員が、一人で抱え込まないよう声がけ等や相談・協力を行う。
- ④学級やクラスを超えた人間関係の視点を持ち、情報共有を行う。



コーディネーター

学校内外のコーディネーター的な役割を果たす担当者

（不登校担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、生徒指導担当者・主事等）

- ①学校年間計画に基づき校内支援会や臨時のケース会議を開催し、進行役を務める。
- ②校種間連携を図り、互いの理解と協力が得られるようにする。
- ③SCやSSW、教育支援センター等の関係機関との連携の窓口となる。
- ④校内サポートルーム支援員と連携し、運営を行う。



SC・SSW

SC（臨床心理的な視点から心のケア）

- ①児童生徒へのカウンセリング・援助を行う。
- ②校内支援会やケース会でのアセスメントや助言を行う。
- ③関係機関との連携を行う。
- ④教職員の研修や児童生徒への心理教育を行う。 等

SSW（社会福祉的な視点から環境の改善）

- ①児童生徒や保護者の困り感を把握し、共に支援策を考える。
- ②関係機関との連携や、保護者と学校や関係機関との橋渡し・窓口業務を担う。
- ③学校への支援体制づくりの助言を行う。 等



③誰にとっても分かりやすい授業づくり

どの児童生徒も分かる授業、興味の持てる授業を心がけ、児童生徒の学び意欲や自己存在感を高め、児童生徒それぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが大切です。「分かった」「できた」を児童生徒が実感できる授業に向けて改善を続けます。

<全ての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現>

「令和の日本型学校教育」（令和3年1月中央教育審議会答申）で示された個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実は、子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す学びとされています。

「個別最適な学び」は、子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材・学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」と、子ども自身が学習が最適となるよう学びを選択・決定する「学習の個性化」が必要となります。（図2）

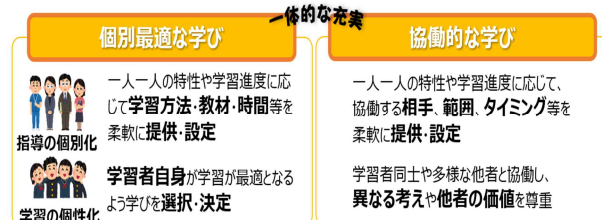


図2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

また、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考えが組み合わさり、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」を充実させることも重要です。これらの学びの一体的な充実を図るためには、子どもの成長やつまずき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められます。

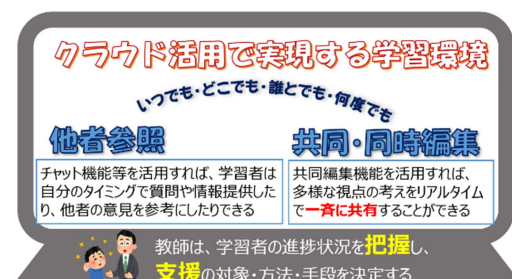


図3 デジタル学習基盤の効果的な活用

この際、1人1台端末やクラウド環境といったデジタル学習基盤の効果的な活用が必要不可欠となります。（図3）そこで、高知県教育委員会では、令和6年度よりデジタル学習基盤を効果的に活用し、学習者主体の授業づくりを行う教育DXの取組を推進しています。子どもたちが主体的に学習が進められるよう、子ども一人一人が自分にふさわしい学習方法を選択・決定するような態度を発達段階に応じて育成するとともに、教師による適切な見取りと児童生徒への効果的な支援を行うことが、学びの質を高め、一人一人の可能性を伸ばしていくうえで重要です。

～主な取組～

- 各教科の特性に応じた多様な学びの機会を確保し、児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に合わせて最適な学習方法を提供する。
- 児童生徒同士が互いに学び合い、高め合う協働的な学習環境を醸成し、多様な意見交換や深い学びを通して、思考力や表現力を育成する。

高知県教育委員会では、組織的な学力向上に向けた取組を支援するとともに、各学校の状況に合わせた具体的な改善策を提案し、教員研修や情報共有を通して、ノウハウを共有したり、ICTを活用した効果的な学習方法や教材の開発を支援し、児童生徒の学習意欲を高め、学びの質の向上を目指しています。



＜ユニバーサルデザインに基づく授業づくりや合理的配慮の視点を生かした授業づくり＞

全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められる。その上で、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、**集団における授業の工夫や合理的配慮の提供**を行うことが重要となる。

＜「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」文部科学省＞から抜粋

ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害の有無を問わず、誰にとっても使い心地がよく、便利で扱いやすいデザインのことを言います。この考えを教育に当てはめると、すべての児童生徒が「分かる」「できる」ようにするための工夫や配慮をした授業改善を行う取組が、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりです。この授業づくりを推進することは、発達障害等のある子どもはもとより、すべての子どもにとって授業場面での「満足感」や「達成感」を与え、学習意欲の増進につながるとともに、学力問題や不登校等の課題の解決に資すると考えられます。高知県では、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを考えていく上で大切にしたいポイントを5つにまとめています。（図4）

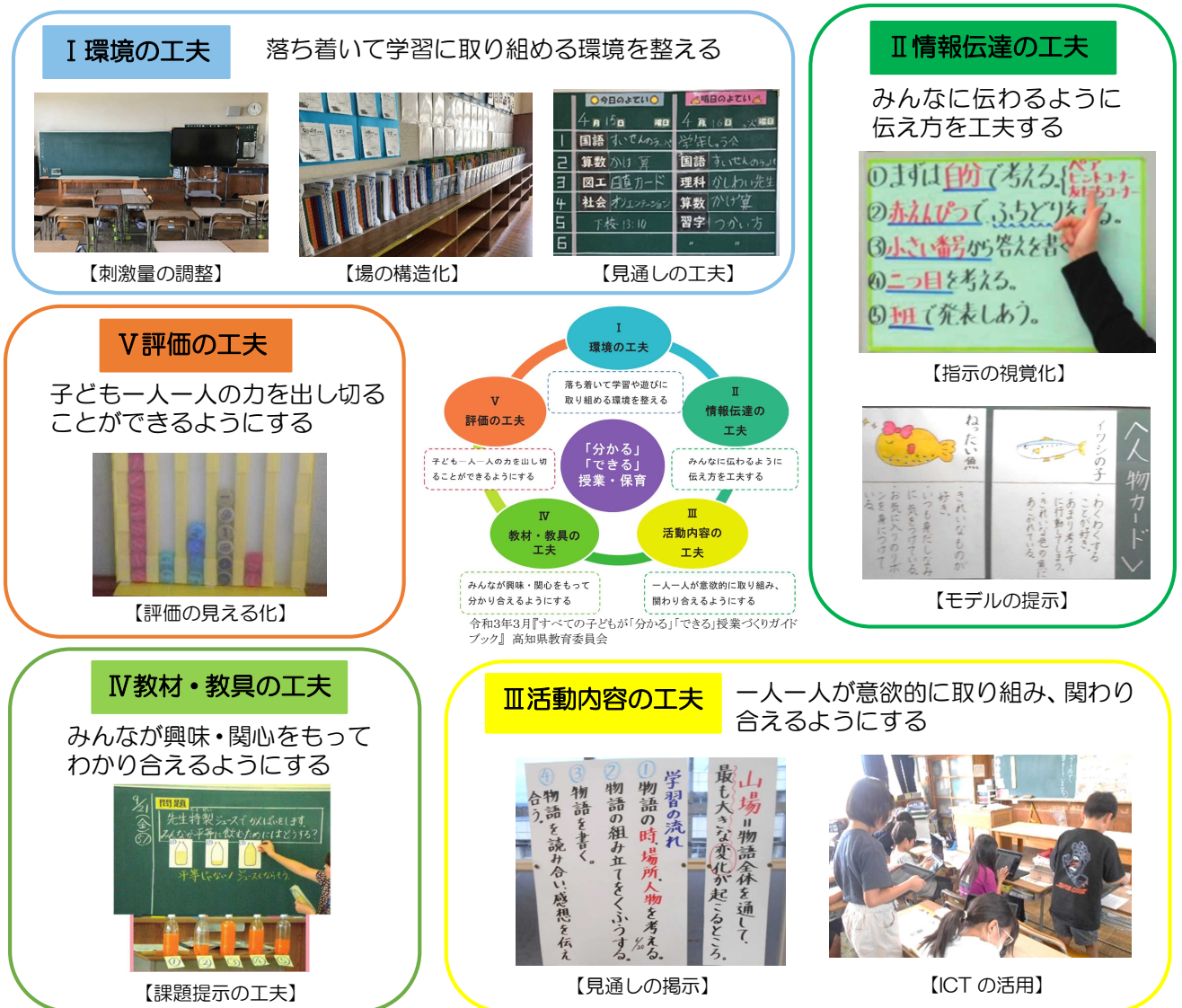


図4 5つのポイントと取り組み例

クラスの中には、多様な子どもが在籍しています。学習面や行動面で困難を抱えている子どももいるかもしれません。まずは、なぜそのような状態になっているか、背景を考えることが大切です。そのような一人一人の子どもたちの困りごとやつまずきに対して、その状態を解消・軽減し、その授業本来のねらいに応じた学習活動に、他の子どもと同様に無理なく参加するための配慮や支援をすることが「合理的配慮」の提供です。

学校における「合理的配慮」とは

- 障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受けられるよう、
- 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うこと
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、**個別に必要とされるもの**
- 学校の設置者及び学校に対して**体制面、財政面で均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

「合理的配慮」の例

【聞き逃しや見逃しが多い】

- ・**掲示物の整理整頓、精選を行う** ・メモ等の視覚情報を活用する

【言葉による指示だけでは行動することが難しい】

- ・**学習活動の順序を分かりやすくするための活動予定表等**を活用する

【書字に困難さがある】

- ・**ワークシート等で、書く量を軽減する** ・**板書をタブレット端末等で写して示す**

【読みに困難さがある】

- ・**拡大文字を用いる** ・**振り仮名をつける** ・**コンピューターの読み上げ機能**を活用する

■漢字を書くことが苦手な児童生徒

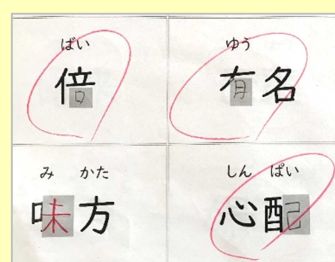


【タブレット端末の活用】

- ・デジタル教科書
- ・アクセシビリティの活用
- ・キーボード入力
- ・漢字アプリ 等

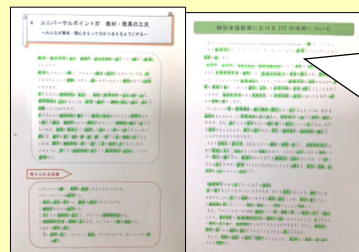


【漢字フラッシュカード】
音と文字を一致させる



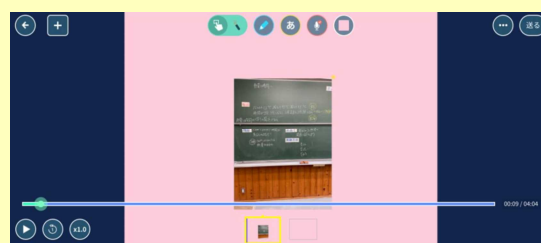
【漢字ワークシート】
漢字をパーツに分けて覚える

■漢字を覚えることが苦手で、板書やプリントにルビがあると、活動に参加しやすい児童生徒



【ルビ振り教材の活用】

文章量が多くなると、ルビと地の文の見分けがしづらいため、さらに漢字に色付けをしている。



【ロイロノートに板書と音声データを送る】
いつでも板書や活動内容を自分で確認できるようにする

合理的配慮は、決して特別扱いではありません。必要な合理的配慮を行うことで、子どもが本来もっている力を発揮していくことが期待されます。

④校種間の連携

進学時においては、初めての集団生活になじめず新しい人間関係がうまくつくれなかったり、各校種の生活のギャップ（図5）へのとまどいから不安が増えたりすることから、学校に行きづらくなる児童生徒が増加する傾向にあります。校種間のギャップを小さくするためには、保育者・教職員が連続した学習活動や系統的な支援を行い、子どもたちの接続期の不安やストレスを解消することを目指すとともに、校種間での児童生徒間の交流等を通して進学への期待や喜びを高める取組を推進していくことが大切です。



図5 進級・進学過程で起こりうるギャップ

また、小学校で不登校の経験をしていることも多く、一人一人の児童生徒について、小学校での状況を把握するとともに小学校でうまくいった支援方法や指導方法を引き継ぐ等、中学校での指導や対応を検討することが求められます。そのためには定期的に校種間で情報交換の場を持ったり、個別支援シートを活用したりする等の情報連携システムの確立が必要です。さらに、教員による出前授業や交流活動、及び合同活動等の実践によって、校種間の緊密な連携が図られれば、進学に対する不安感を軽減することにつながります。

【校種間連携の推進のポイント】

○保育者・教職員等の連携

- ・保幼小中高で切れ目のない児童生徒情報の伝達方法の工夫
- ・合同支援会を年度初めと年度末に行い、校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討を行う 等

○子どもの学びや育ちの接続

- ・学校生活の中での発達段階に応じた決まりやルールの共有
- ・乗り入れ授業、相互の授業参観 等

○研究組織で連携

- ・保小中合同の研究部会の実施
- ・保小中相互の保育・授業研修会への参加 等

○校種間における交流活動

- ・保幼小の遊びや教科における交流活動
- ・部活動体験や児童会・生徒会の交流活動
- ・合同で行う行事や合同避難訓練の実施 等

○連携についての校内体制の確立

- ・校種間の連携を図るための役割分担の明確化 等

＜保幼小連携・接続＞

1. 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、小学校低学年の不登校児童の増加率が高いという結果が出ており、不登校対策の観点からも保幼小接続期の教育の充実について、対策に取り組むことが重要です。

【小学校低学年の不登校児童の増加率が高い背景としての指摘】

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子どもが不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなる。
- ・ 幼児教育施設での学びが生かされず、小学校がゼロからのスタートになってしまうと、小学校での学習が退屈でつまらないものになってしまう恐れがある。 等

【幼児教育施設】

小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的、具体的に豊かな体験を通して、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにする。

【小学校】

幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら、学びに向かい、学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにする。
特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保する。

2. 園児・児童の生活や学びをつなぐ

子どもが小学校入学の際に不安や戸惑いを感じることなく、スタートの時点から自己発揮できるようにするために、子どもたちにとって重要なのは以下の点です。

5歳児の幼児教育施設につながる安心できる教室環境

例えば、教室の後ろや隣接したオープンスペースや、空き教室等にフリースペースのような場を設け、幼児期に幼児教育施設で親しんでいた折り紙やブロック等をおいて自分で選んで活動できることで、緊張感がほぐれます。また、複数の園から子どもたちが入学してくる場合、同じもので遊ぶことによって、他の幼児教育施設の友だちと仲良くなるきっかけにもなります。

幼児期に親しんだ 場とモノで安心



幼児期に親しんだ 場とモノで安心

座卓で
友達と一緒に
園で親しんだ
ブロック遊び



幼児期に楽しんでいた 場とモノで安心



園で経験してきたグループ机だから
友達の姿も見えりし・声も聞こえる

誰もが分かる 絵と文字での表示



このような入学当初の教室環境を設定するためには、幼児教育施設の3月中頃の保育室を見に行ったり、その環境の意図を保育者に聞いたりする等、相談しながら考えていくとよいでしょう。

子どもの思いや経験を大事にする

1年生の子どもたちは新しい生活に期待と不安を抱えて臨みます。その中で、「学校は自分たちのやってみたがかなう場所である」、「先生は僕たち、私たちの思いを聞いてくれる」と分かるとこれまでの経験を話してくれるようになります。そして、その思いが実現していくことで、主体性が発揮され、自分で考え、自分で選択する等、学びに向かう子どもたちの姿につながっていきます。

初日から、子供の「やってみよう」・
「知りたい」を大切にしてくれる先生



昨年度から…
自分の植えたい花を植える単元に！

★子供の思いや願いに寄り添いながら…

①園での栽培活動の経験を聞く。

ほいくえんとき、おいもをそだてよった！
ぼくはじゃがいも。
なすもそだてた！
ほかにも、トマト、たまねぎ、にんじん、はつか大根…経験豊富な子供達！

②自分がどんな花を育ててみたいか考え、決める。

4月に2年生からあさがおのたねをもらったよ。
ふうせんかずらのふうせんのかたちがおもしろい！
お家にいちゃんがひまわりそだてよった〜！
お家の人もそうだったいな

植えたい花をじっくり考える場



子どもの思いや願いを大切に



子どもの自発性を大事にした交流活動

園児と児童の交流活動においては、子ども同士が自ら関わりをもとうとする子どもの自発的な交流活動を展開することにより、幼児の入学に向けての期待感を高め、小学校や1年生への憧れの気持ちにつながり、安心感をもつことができます。

したがって、自発的な交流活動にしていくためには、子どもの思いを大切にしながら、保育者と小学校教員が話し合う場をもち、計画を立てることが重要になります。

例えば、交流活動で互いの子どもたちにどのような力を育みたいのかを考え、子どもの実態を踏まえて、5歳児と1年生双方のねらいを決め、そのための交流会の回数や場等を決めていきます。また、用意しておくもの、環境等を打ち合わせながら、交流活動計画を作成し、交流活動を行います。

実施後の振り返りでは、ねらいをもとに、子どもの姿はどうだったのかをそれぞれ出し合います。

例えば、1回目で、「5歳児が緊張して、あまりしゃべることができなかった」といったことが出されたら、「5歳児にも活躍する場をつくったらどうか。」等、次への交流に向けて案を出し合い、2回目の交流会に生かしながら、ねらいにつながる子どもの姿に近付けていく環境や援助を考えていくことで、園児は「楽しかった」という実感のもと、より小学校生活への期待を膨らませることでしょう。また、園同士のつながりもできるため、小学校に入っても知っている友だちがいることが入学後の安心感につながります。

保護者目線からの接続

子どもたちは交流会が楽しければ、家に帰ったら保護者にも話すことでしょう。また、交流会の様子等を、写真を使ったドキュメンテーションで保護者に発信することにより、子どもたちの活動を分かりやすく伝えていくことも大切です。

小学校ではどのようなことに取り組んでいるのかや、園との接続をどのようにしているのかは就学時健診等を活用しながら、保護者に伝えていくことも保護者の安心につながる取組です。

高知県教育委員会では、5歳児の保護者に向け、「安心して入学をむかえるために」のリーフレット(図5)とその内容を説明したDVDを作成し、各小学校に配付しています。それぞれの学校で活用してください。



図5 「安心して入学をむかえるために」リーフレット

3. 具体的な取組

高知県では、架け橋期(5歳児から1年生の2年間)の教育の充実を図るため、保幼小の先生、保護者や地域住民等が連携・協働して、全ての子どもに学びや生活の地盤を育むことを目指して、「架け橋プログラム」の取組を推進しています。架け橋プログラムの取組が分からないといった場合は「架け橋プログラムの進め方のポイント」(図6)を活用しながら、手順を追って進めていただきたいと思います。特に園と小学校では、4の(2)の部分、お互いの教育内容を話し合う取組を大事にしてください。互いの教育内容や指導法を伝え合い、幼児期の学びが小学校の学習にどのようにつながっているのか知り合うことにより、それぞれの指導に生かすことができます。5歳児の園内研修に小学校の先生が見に行き、協議まで参加して子どもの姿を通して話し合ってみましょう。具体的な取組については、高知県教育委員会幼保支援課が作成した「子どもをまんなかにした話し合いを通して学びをつなぐ 架け橋プログラムの取組 DVD」もしくは高知県保幼小の「架け橋プログラム実践ガイドブック」(R7. 3月配付予定)を参考にしてください。

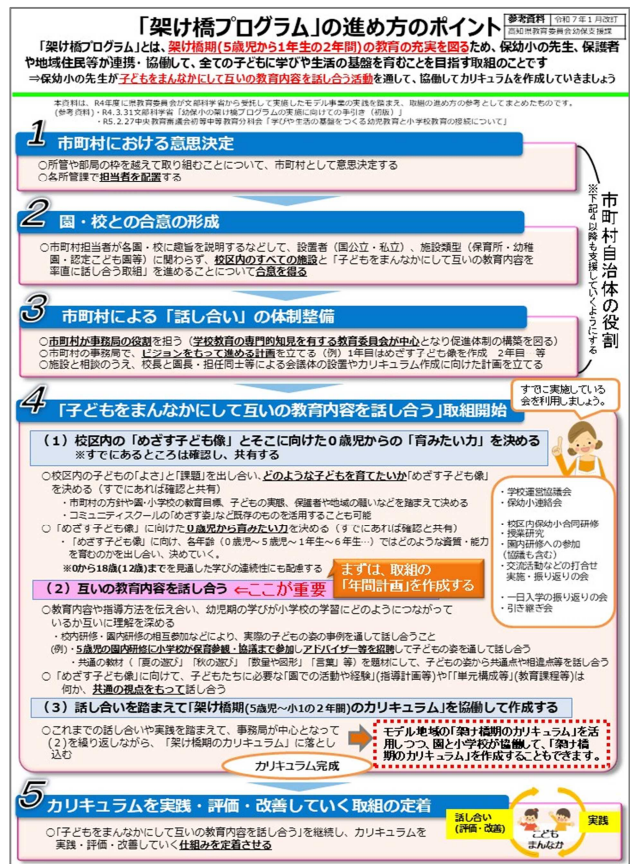


図6 「架け橋プログラムの進め方のポイント」

話し合いを通して学びをつなぐ 架け橋プログラムの取組 DVD」もしくは高知県保幼小の「架け橋プログラム実践ガイドブック」(R7. 3月配付予定)を参考にしてください。

＜小中連携＞

進学時においては、新しい集団になじめず、人間関係がうまくつくれなかったり、各校種の生活のギャップへのとまどいから不安が増えたりすることにより、学校に行きづらくなる児童生徒が増加する傾向にあります。校種間のギャップを小さくするためには、接続期の不安感を、期待感や安心感に変える取り組みが必要となります。

また、中学校で不登校になる生徒の中には、小学校時代にその傾向を示したり、実際に不登校を経験したりしていることも多く、一人一人の児童生徒について、小学校での様子や指導、対応を把握したうえで、中学校での指導や対応を検討することが求められます。

校種間でのつますきを減らす

内容 中学校1日体験入学で、中学校のことを知ることと、中学校1年生と仲を深めることを目的に、小学校6年生が交流会を企画しました。

効果 小学生が、交流活動の内容を自分たちで考えることで、安心して中学生と交流することができる。

小学6年生が自己紹介&インタビューとドッジボールを、どのようにするか話し合う。



名刺を交換したり、部活動のことを聞いたりした。



小6と中1の混合チームで、フリスビードッジを楽しむ。



【1日体験入学の内容】

- 開会・日程確認
- 校内見学
- ミニ授業体験
- 中1と小6の交流会
- 生徒会による学校紹介
- 部活動見学・体験

中学校生活への不安減少と期待増加

内容 小学6年生への1日体験入学でアンケートを実施して、心配なことや不安なことを調査します。そして、そのアンケートを基に、特に心配の多かった「勉強」「部活動」「ルール」「人間関係」の不安解消をめざして、中学校の生徒会執行部がDVDメッセージを作成し、それを、各小学校で視聴しました。

次に、各小学校で卒業前に、入学してから仲間づくりレクを提案できるようアイデアを出し合いました。中学校入学後、クラス単位で、各小学校で出した仲間づくりレクの内容を基に、話し合い、実践しました。

効果 中学校進学への不安度の減少と期待度の増加につながります。



中学校生活の見通しと、中学1年生の自覚と自信の高まり

内容 中学1年生が小学6年生に向けて、学校紹介をオンラインで実施しています。小学6年生の頃に、中学校進学へ向けてどのようなことに不安を抱えていたかやどのようなことを伝えたら役立つかを考え、学校紹介を実施しています。

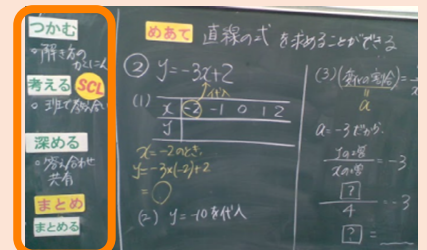
効果 中学校生活のイメージの変化や、中学1年生の上級生としての自覚や自信と自己有用感の高まりにつながります。



小中学校の授業の流れの統一

内容 一人一人が見通しを、安心して授業を受けることができるよう、校区の小中学校で授業の流れを統一しています。

効果 小中一貫した取組のため、進学や進級、学級間のギャップを少なくすることができていると感じます。



＜中高連携＞

中高連携についても、高等学校の特色や地域の実態に応じ、様々な取組が実践されています。また、異年齢集団による生徒主体の活動を通して、社会性や豊かな人間性をより一層育成すること等が期待されるため、6年間にわたり、計画的・継続的な教育指導を展開している中高一貫教育を行っている学校も少なくありません。なお、円滑な連携のためには、校種を越えた教職員間の共通認識が大切になります。

人権教育研究推進事業における校種間連携

内容 学校・地域において子どもの人権を尊重するための基盤となる人権教育の一層の充実が図られること等を目指し、取組を推進。その1つとして、生徒の主体的な活動を通して、地域と一体となった学校の魅力化を図る取組を推進している。令和6年度は、須崎市立須崎中学校と高知県立須崎総合高等学校を研究指定校と位置付け、人権課題の1つである「災害と人権」を中核とした連携を図り、生徒の主体的な活動を取り入れた以下の取組等を実施している。

(1) 中高の生徒交流会

中学校の生徒会と高等学校の防災委員による「災害と人権」に関する意見交換（写真1）
人権教育の視点を生かした防災啓発動画作成（写真2）



写真1



写真2

(2) 中高教職員合同研修会

研究アドバイザー（大学教授）によるワークショップ形式の合同研修を実施（写真3）



写真3

(3) 地域との連携

地域等が主催する防災意識を高めるイベントの運営協力
（避難タワーや避難所までの避難道のライトアップにおけるデザイン等の考案：写真4～6）



写真4



写真5

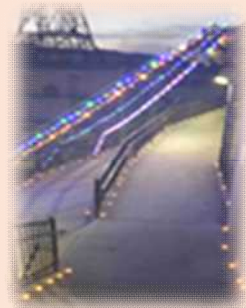


写真6

効果 異年齢集団による生徒主体の活動を通して、社会性や豊かな人間性をより一層育成すること等が期待される。

＜個別支援計画・引き継ぎシート等の活用＞

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、特別な支援を必要とする子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画を、「個別の支援計画」といいます。学校や教育機関が中心となって作成する場合には、「個別の支援計画」を「個別の教育支援計画」と呼びます。

また、引き継ぎシートは、発達障害等のある幼児児童生徒に行ってきた指導・支援内容を確実に引き継ぎ、入学後の円滑な学校生活につなげることを目的に作成するものです。（図7）

行われてきた指導・支援を確実につなげていくためには、その幼児児童生徒の生活の様子や指導・支援の状況を踏まえて引き継ぐことが必要です。あわせて保護者が子どもの教育についてどんなことを望んでいるか等について保護者と共通理解を図りながら作成していくことが大切です。

そのため、引き継ぎシート作成にあたっては、個別の教育支援計画、個別の指導計画との一貫性や整合性をもって作成することが必要です。

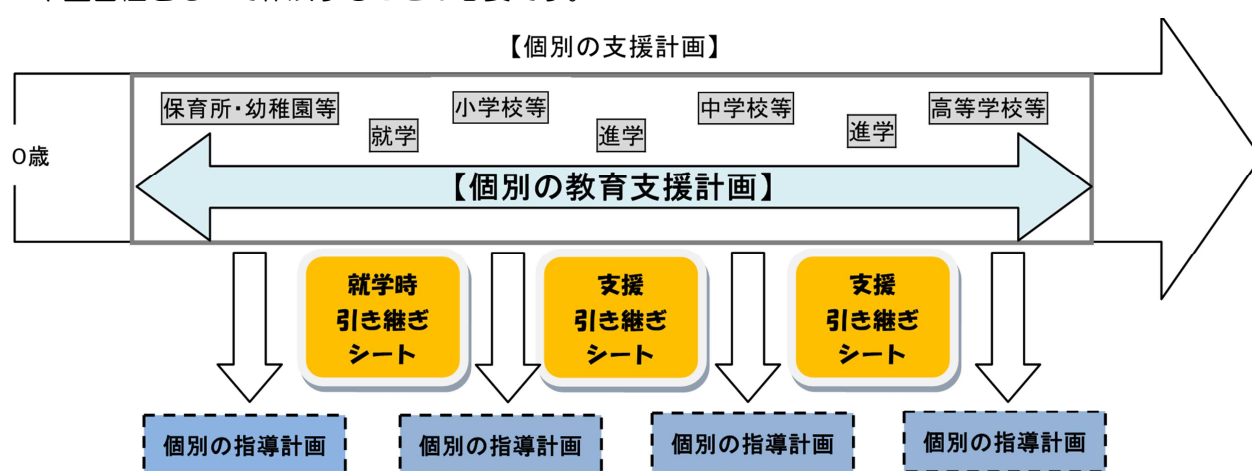


図7 個別の支援計画

【各個別の計画等について】

名称	活用の目的
引き継ぎシート	校種間での切れ目のない支援を実現する仕組みとして、それまでの指導や支援の内容を確実に引き継ぐことや、就学または進学直後から円滑な学校生活が送れるよう作成するシート ※就学または進学直後から2～3か月間の行事や学習活動等において想定される必要な支援を明記する。
個別の教育支援計画	「個別の支援計画」を学校や教育委員会の教育機関が中心となって策定する場合に、「個別の教育支援計画」という。 ※「個別の支援計画」に含まれるものである。
個別の支援計画（つながるノート）	乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画 ※高知県では「日本一の健康長寿県構想」の一環として、平成25年度から、この「個別の支援計画」を「つながるノート」という名称で普及と活用を促進している。
個別の指導計画	幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校等における教育課程や指導計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画 ※幼児児童生徒一人一人の生活面や学習面の課題と手立てを明確にし、実践、評価、改善を行う。

個別の教育支援計画及び引き継ぎシートの作成と引き継ぎについては、保護者の同意が必要です。保護者に作成の意義を十分に説明し、信頼関係に基づいた同意を得ることが大切です。

活用にあたっては、特別支援教育コーディネーター及び学級担任等が中心となり、引き継ぎシートの情報をもとに校内委員会で具体的な支援を確認・検討し、支援に向けた取組を速やかに進めていきます。校内委員会で検討した内容は、教職員全体で共有し、指導・支援を円滑につなげていくようにします。

＜キャリア・パスポートの活用＞

1. 「キャリア・パスポート」とは

学習指導要領の特別活動においては、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と明示されています。

この「活動を記録し蓄積する教材等」は、「キャリア・パスポート」と呼ばれ、具体的には、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことを指します。

2. 「キャリア・パスポート」の意義

「キャリア・パスポート」の意義として、次の3つが示されています。

- ①教育活動全体で行うキャリア教育の要としての特別活動の意義が明確になる
- ②小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進めることに資する
- ③児童生徒にとっては自己理解を深めるためのものとなり、教師にとっては児童生徒理解を深めるためのものとなる

なかでも、③については、学習や生活の見通しをもち、振り返ることを積み重ねることにより、子どもたちは年間を通して、あるいは入学してから現在に至るまで、どのように成長してきたかを把握することができます。特に、気付いたことや考えたことを書き留めるだけでなく、それを基に教師が対話をしたり、子ども同士の話し合いを行ったりすることを通して、自分自身のよさに気付いたり、興味・関心の幅を広げたりする等、多面的・多角的に自己理解を深めることになります。

また、教師にとっては、一人一人の児童生徒のさまざまな面に気付き、児童生徒理解を深めていくことになります。キャリア教育における中途退学の未然防止機能としても、これまでに生徒がどのようなキャリア形成をしてきたかを知るうえで、「キャリア・パスポート」の記述等は有効であり、それらを参考にして適切な支援につなげていくことが大切です。

3. 「キャリア・パスポート」の学年・校種間の引き継ぎとその活用

「キャリア・パスポート」は、小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積する前提の内容とされており、令和2年度より、学年、校種を越えて引き継ぎ、指導に活用することとされています。その際、引き継ぐこと自体が目的ではないことに注意することが必要です。例えば、入学当初や進級時の個人面談において児童生徒理解のための参考資料として活用することや、記載内容を踏まえて日常の声掛けを行うこと、また、学級・ホームルーム活動において、過去に記入した内容を児童生徒自身に振り返らせることにより、自身のこれまでの努力や自分のよさに気付かせ、新たな目標を持たせるといった、利活用の工夫が重要です。

また、「キャリア・パスポート」の指導に当たっては、書かせて終わりではなく、子どもたちの頑張りを認めているというメッセージを教師が返すことが大切です。教師が対話的な関わりを行ううえで、子どもたちの記述内容の「ポイントとなるところに線を引く」程度から始めるのもよいでしょう。また、書くことが苦手な児童生徒は、記述が単語や短文になりがちです。書けたものを基に、自己理解を深めることができるように、「そのときどう思った?」「なぜこうしたい?」等と尋ねることで、子どもたちの行動や考え、思いの客観的な整理に、教師が関わっていくことも大切です。

⑤SOSの出し方に関する教育

SOSの出し方に関する教育は、児童生徒が援助希求の意識を高めることを目的に、困難な事や強い心理的負担を受けた際の対処方法や相談の仕方（SOSの出し方）について学ぶ教育です。児童生徒の自殺者数は、この数年間で増加を続け、令和2年以降は500人前後で推移をしています。自殺の動機では、学習や進路の悩み、友人や家族との不和、うつ病等の精神疾患等、思春期に抱えやすい悩みやリスクがあげられています。また、近年は長期休業開けに限らず、学期途中でも自殺者が増えており、発生時期に顕著な傾向がみられなくなっています。自殺の要因となり得る悩みやきっかけは、いつ誰が抱えても不思議ではないため、年間を通して自殺予防に取り組み、児童生徒がSOSを出しやすい環境を整備していく必要があります。

また、自殺の予防だけでなく、いじめや不登校等の未然防止や早期発見においても、SOSの出し方に関する教育は効果が期待される取組です。（図8）

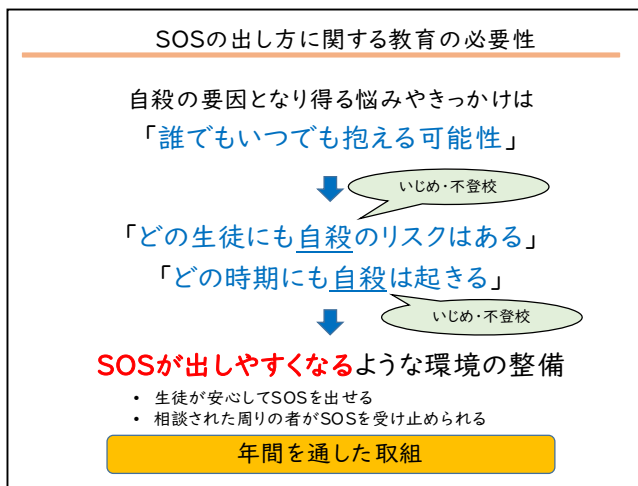


図8 SOSの出し方に関する教育の必要性

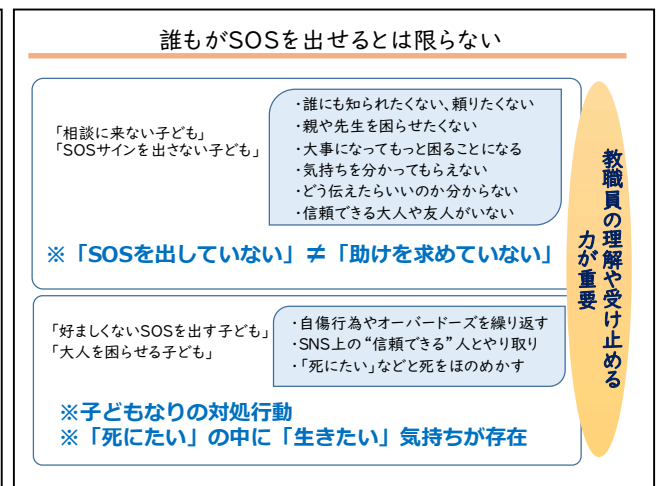


図9 誰もがSOSを出せるとは限らない

また、様々な理由から、SOSを出せない児童生徒や、大人から見ても好ましくないSOSを出す児童生徒もいます。教職員には、そのような児童生徒の気持ちや背景への理解を深め、個々の状況に応じて適切に対応する力（SOSの受け止め方）の向上が求められます（図9）。併せて、保護者や関係機関と連携した支援が行えるよう、地域の福祉保健部署と連携した相談支援体制の充実を図ることも重要です。

<高知県におけるSOSの出し方に関する教育の目的>

高知県教育委員会では、SOSの出し方に関する教育の目的を次のように定め、推進しています。

○児童生徒の援助希求的態度の促進

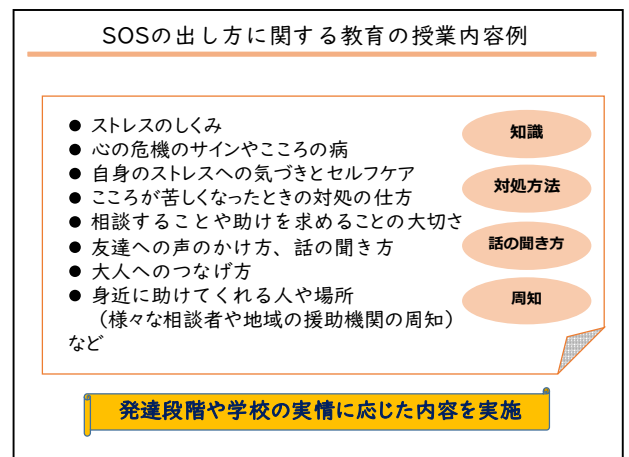
児童生徒が、困難な事態や強い心理的負担を受けた際の対処方法やSOSの出し方（誰にどうやって助けを求めればよいか）等について具体的に学び、児童生徒の相談する力を育てる。

○教職員の相談援助力の向上

教職員が、児童生徒のSOSサインや相談の受け方等、個々の状況に応じた適切な対応を具体的に学び、教職員のSOSを受け止める力を向上する。

○地域支援ネットワークの構築

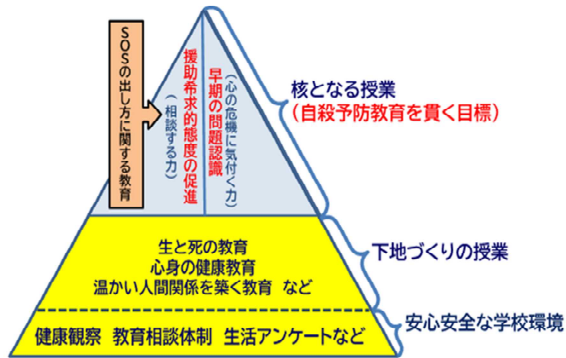
学校が、日頃から地域の福祉保健部署と連携し、危機が高まった児童生徒に対して迅速かつ適切な支援が行える支援体制をつくる。



＜SOSを出しやすい環境づくり＞

1. 土台となる取組

SOSの出し方に関する教育は、自殺予防教育の一つとして位置づけられています。(図 10) 授業の実施に当たっては、学校が児童生徒にとって安心して過ごせる場であることが前提です。学校は、日頃から安心安全な学校環境や下地づくりの教育等、児童生徒の命や人権を守る取組を行っています(表1)が、これらすべての取組がSOSの出し方に関する教育の土台となります。



出典：文部科学省 生徒指導提要

図 10

安心安全な 学校環境づくり	きもちメーターの活用
	各種アンケートの活用
	SC・SSWを活用した組織的な対応
	ピア・サポート 等
下地づくりの教育 (心理教育)	命の安全教育
	心身の健康教育(保健教育)
	いじめ予防教育
	人権教育
	ソーシャルスキルズトレーニング
	アンガーマネジメント 等

表 1

2. それぞれの児童生徒に寄り添った内容

様々な不安や葛藤を抱えた状況で、誰かに助けを求める行動を取ることは容易ではありません。特に児童生徒にとっては、誰にどのように話せばいいのか、きちんと聞いてくれないのではないか、大ごとになるのではないかなど、SOSを出すことへのハードルは大人が思う以上に大きい場合があります。また、「SOSを出せない、相談できない自分」を責める気持ちになる児童生徒や、身近に信頼できる人がいないと感じている児童生徒も少なくありません。このように、“SOSを出すこと”への感じ方や考え方は、児童生徒によって異なります。

それらを踏まえ、児童生徒にどのようなことを伝えていくのか、児童生徒が安心して自分の気持ちを出せる(あるいは無理に出さなくてもいい)場をどのようにつくるかなど、教職員間でSOSの出し方に関する教育への共通理解をもって、取り組んでいくことが大切です。

＜地域と連携した支援＞

1. 学校外の相談場所の周知

地域には様々な相談支援機関があります。児童生徒には、学校だけでなく地域の様々な大人が児童生徒を見守っていることを伝え、それらの機関について周知をします。児童生徒が身近に相談できる人や場所をたくさん知り、SOSが出せる機会を増やすことも、SOSの出し方に関する教育の目指すところです。

2. 地域の関係機関と連携した支援

命に関わる事案等、学校だけでは児童生徒の支援が難しい場合は、地域の福祉保健部署と連携します。具体的には、ケース会等での情報共有や専門的な助言を受け、保健師等とともに家庭を含めた支援を行います。円滑な連携のために、日頃から学校の様子を共有する等、保健師等と顔の見える関係を築くことが求められます。

＜先進校（中高）での取組＞



図 12

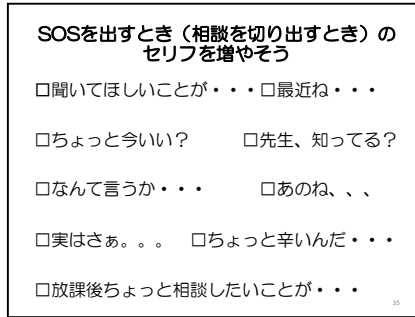


図 13

皆さんに知っておいてほしい
地域の相談機関

相談窓口	相談内容	電話番号	時間
高知県精神保健福祉センター	こころの相談	088-821-4966	月曜日～金曜日 8:30～17:15
県福祉保健所	こころの相談	000-00-0000	月曜日～金曜日 8:30～17:15
△△市健康対策課	こころの相談	000-00-0000	月曜日～金曜日 8:30～17:15
ヤングテレフォン	学校や家のこと	088-822-0809	月曜日～金曜日 8:30～17:15
24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題 子供のSOS全般	0120-0-78310	月曜日～金曜日 (9:00～17:00)
ひきこもり 地域支援センター	ひきこもりに 関すること	088-821-4508	月曜日～金曜日 8:30～17:15
高知県思春期 相談センター	思春期のこと	088-873-0022	月曜日～土曜日 (13:00～18:30)

図 14

小学生では、不安や悩みを親に相談するケースが多いのですが、思春期になると友だちに相談をする児童生徒が多くなります。これは、心身の発達段階において自然なことですが、友達のSOSに対してどのように話を聞いたらいいのか、どのように解決したらいいのかが分からず、一人で抱え込んでしまう場合もあります。SOSの出し方に関する教育では、友だちの不調サインへの気づき（図 12）や、信頼できる大人への相談の仕方（図 13）について学びます。実践的な学びとして、ロールプレイによる傾聴体験を行う場合もあります。また、具体的な相談先として、地域の相談機関や匿名で相談ができる機関の紹介をしています（図 14）。

地域学校協働活動推進事業（高知県版地域学校協働本部への展開）

本県では、令和5年度までに幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、育む体制づくりを目指す「地域学校協働本部」が、県内の全ての小・中学校、義務教育学校（県立中学校を除く）に設置されました。

また、民生委員・児童委員の参画等により、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制等を強化した「高知県版地域学校協働本部」についても、令和6年度末までに県内の全ての小・中学校、義務教育学校（県立中学校を除く）で取り組まれる予定です。

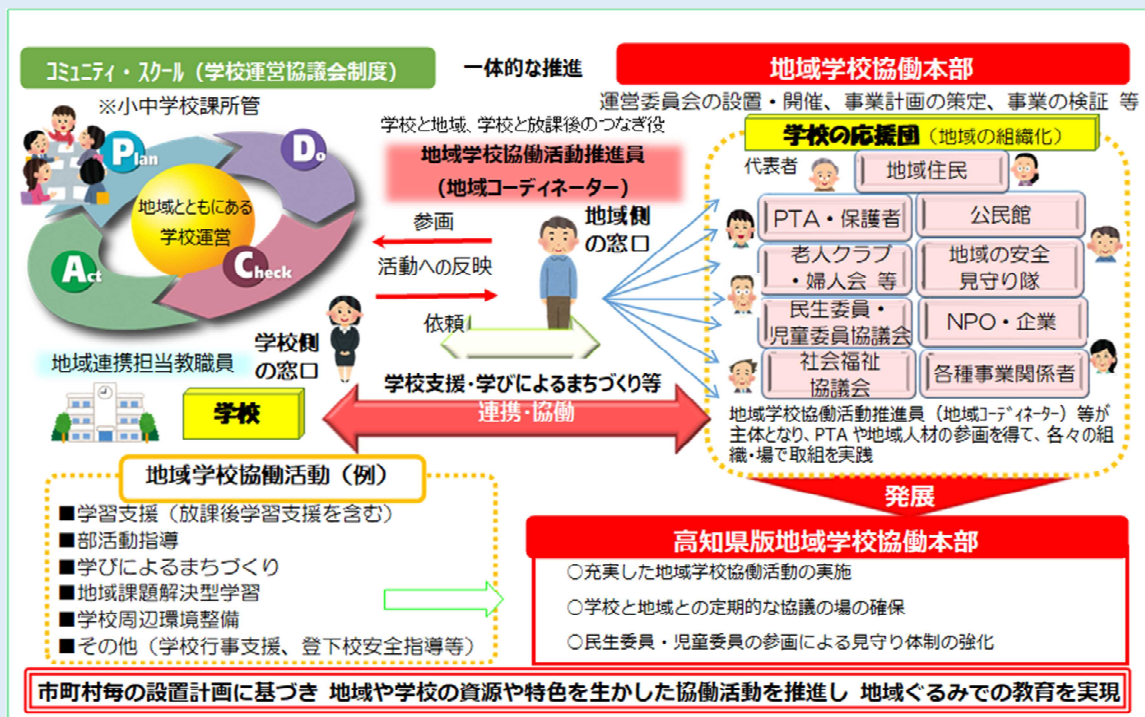


図 11 地域と学校の連携・協働の推進（高知県版地域学校協働本部への展開）

(2) 早期発見・早期対応・支援

①校内サポートルームの充実

校内サポートルームとは

学校には行けるけど、自分のクラスには入れない時や少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用でき、児童生徒のペースに合わせて相談や学習のサポートをしたりする場所です。

教職員は、校内サポートルームで活動する児童生徒たちとの関わりの中で、それぞれのニーズに触れることで、不登校に対するアンテナの感度が増し、些細な変化や言動をキャッチできるようになることが期待されます。

<校内サポートルームを運営するにあたって>

1. 全教職員の意識統一

校内サポートルームの設置の目的やどのように支援を行っていくのか全教職員で共通理解を図り運営していくことが大切です。全教職員が学びの多様化という認識を持ち、校内サポートルームが特別な場所として受け止められるのではなく、開かれた場所となるよう柔軟な体制整備を行い、全校の児童生徒や保護者にも周知していくことが望ましいです。

2. 全教職員の役割の明確化

校内サポートルーム支援員等の役割を明確化しながら運営していくことが大切です。その場合、支援員等に任せきりにせず、全教職員が連携しながら運営することが大切です。支援員の配置が難しい場合は、運営の責任者（不登校担当者や生徒指導担当者・主事等）を決定し、全教職員でローテーションを組み組織的な支援を行っていくことも一つの方法です。

3. 児童生徒への支援

個々の実態やニーズ、目標に合わせた支援方法を支援会議等で確認し、スモールステップでの目標達成を図りながら学習支援や社会的自立に向けたソーシャルスキル習得のための活動を行うことが大切です。1日の流れや時間割は、児童生徒の状況を考慮し、通常学級の時間割を参考に原則本人による自己決定を促しながらサポートします。

その際、執拗に教室復帰を前面に促したり、決めていたことができなくても「やろうとした思い」や「できなかった思い」に寄り添い共感することが大切です。

児童生徒に自己決定の場をつくる。

スケジュール（1日の過ごし方）

子どもたちが、1日の過ごし方を自分で決め、視覚化する。教員や支援員は、必要に応じて、サポートする。

学校便りや学級の時間割、本日の日程を掲示し、学校の動きがわかるようにする。

関わるすべての教員や支援員は、児童生徒の登校できたことや継続して取り組むことができていること、新たにできるようになったこと等、認める姿勢をもち、児童生徒の頑張った成果物等を掲示することも大切です。また、全教職員が連携しながら学習支援を行ったり体験活動を実施したりすることも大切です。

児童生徒の気持ちに寄り添った支援

學習支援



校内サポートルーム用の時間割が組まれ、それぞれの担当教科の先生を中心に学習支援を実施。

児童生徒の成果物



自分がしたいと思ったときに、自分のペースで作りたいものを作る環境を整備。



生徒の“得意”を生かし、生徒が作った“切り絵”を来賓用靴箱に使用。

体験活動



夏野菜の栽培や体験活動を通して、人や自然に触れ合う活動を実施。

長期休業中の登校日



長期休業等、「学校に来るきっかけ」として登校日を設定。卒業生や教職員も参加し調理実習等を行う。

児童生徒の様子を配信



校内サポートルー
ムでの活動を支援
員やコーディネー
ターが、校務支援
システム等を活用
して配信

4. 校内サポートルームの環境整備

校内サポートルームには、学級には入りづらいけど、心のどこかで学校という場所に登校したいと思っている児童生徒がいます。児童生徒たちが通おうとしている場所が、児童生徒にとって安心・安全な居場所であることは、校内サポートルームの支援においては大前提です。

校内サポートルームの入り口までの動線を人目につかないようにしたり、ルーム内を個別学習ができるようにパーテーションで区切ったり、直接的な関わりが苦手な児童生徒のためのオンライン環境等児童生徒の心理面を考慮した居場所づくりの工夫が大切です。また、校内サポートルームが安心して過ごすことができるためには、環境を整えるだけでなく、別室での教員や支援員の関わり方や声かけも重要です。

校内サポートルーム～児童生徒にとって安心・安全な居場所づくり～

学習スペース



個別学習ができるようにパーテーションで区切ったスペース



小グループで活動やオープンスペースでの学習等、状況に応じたレイアウトづくり

状況に合わせて一斉授業や複式授業が行えるような黒板やボードを設置

リラックススペース



畳やカーペット等を敷いたスペースで、学習や活動の合間の休憩や状況に応じて活用できるリラックスできる場所

ボードゲームやパズル、本等を置いて、友だちとつながったりすることができる場所

家庭・校内サポートルームと教室をつないだ ICT の活用例

- 授業の様子を撮影し、家庭や校内サポートルームで過ごしている児童生徒へライブ配信
⇒授業で分からないことや質問がある時、「挙手機能」や「チャット機能」を活用する。
⇒先生から直接質問を受けたり、自分が発言した内容を先生に板書してもらったりすることができる。
- 学校行事の様子を家庭や校内サポートルームで過ごしている児童生徒へライブ配信
⇒学級の雰囲気や活動の様子が分かる。
- 授業動画をクラウド上に保存し、家庭や校内サポートルームで視聴
⇒ライブ配信の時間帯に見ることができない場合は、動画をクラウド上に保存しておくことで、自分のタイミング、自分のやりたい場所で視聴することができる。
- 学級での発表会等に、動画で参加
⇒事前に動画撮影をし、発表会等に動画で参加することができる。

校内サポートルームにおける ICT を活用した学習支援の例

- 教室で使用したプリントや教材等をクラウド上に保存
⇒教室で使用している教材を使用し、家庭や校内サポートルームで学習することができる。
- 短時間でできる学習プリントの活用
⇒家庭や校内サポートルームで、短時間で取り組める学習により、校内サポートルーム支援員等に質問したり、採点をしてもらったり、解説をしてもらったりすることで、自分のペースで学習を進めることができる。
- タブレットを活用した学習ツールの活用
⇒タブレット内の学習アプリやネット上の学習コンテンツを活用し、家庭や校内サポートルーム等において、自分のペースで学習を進めることができる。
- 板書を撮影し、クラウド上に保存
⇒板書を見ながら、家庭や校内サポートルームでも、自分のペースで学習できる。
- 実技テストの実施
⇒英語のスピーキングテスト等、家庭や校内サポートルーム等で実施することができる。
- タブレット内の通信用アプリを活用した課題の送受信
⇒通信用アプリを活用して、場所に関係なく課題を受信したり、送信（提出）したりすることができる。
- ビデオ通話機能やチャット機能等を活用して、登校していない児童生徒の家庭と校内サポートルームとをつなぐ。
⇒家庭での過ごし方や、学習状況について相談することができる。



5. 定期的な教育相談の実施

一人一人の児童生徒の抱える課題、将来への不安等に寄り添えるようなサポート体制を整えます。また、SC等のカウンセリングを定期的実施し、相談内容に応じてケース会議等を実施し、支援の方向性を適宜見直していくことも重要です。

6. 関係機関との連携

市町村に教育支援センター等の支援機関がある場合には、その支援機関と連携しながら、本人にとって居場所の選択肢が広がるように配慮することが大切です。また、必要に応じて、近隣のフリースクール等と連携しながら、本人にとって最適な居場所が選べるように配慮することも大切です。

7. 校内サポートルームの運営から見える不登校支援の在り方

校内サポートルームの運営について組織的に検討したり、不登校（傾向）の児童生徒の支援を振り返ったりしていくことから日常の児童生徒との関わり方や仲間づくり、教室の環境整備、授業づくり等を学校全体で組織的に継続的に点検、改善していくことが大切です。

校内サポートルームの運営において教職員で確認する内容例

- 集団が苦手な児童生徒への配慮等、校内サポートルームで活動する児童生徒にとって居心地のいい環境になっているか。
- 校内サポートルームで活動する児童生徒が自己決定する場の設定や小集団での活動等、社会的自立へ向けた活動ができているか。
- 日々の配布物や成果物等の学級担任や学年、教科との連絡方法が確立しているか。
- 校内サポートルームを保護者をはじめ、全校児童生徒にどう捉えてもらうか。

高知県教育委員会では、令和3年から「不登校支援推進プロジェクト事業」を立ち上げ、県内の公立学校を校内サポートルーム設置指定校に指定し、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図っています。

校内サポートルーム設置校（中学校）では、以下のような成果がみられています。

- 新規不登校児童生徒出現率が県全体と比較して低い。
- 生徒の出席日数が増え、進路実現を果たしている。
- オンライン配信を見ることで、所属学級の様子を知り、学級復帰を果たす一助につながっている。



②専門職との協働によるチーム学校支援（チーム Pro）

児童生徒が欠席がちになっている、学校で見せる表情が変わってきた、等の変化を把握した場合、速やかに現状を確認し、支援を開始することが必要になります。このほか、リスクが高いと思われる児童生徒についても、日頃の様子を確認しながら、適切な支援を検討していくことが必要です。

その際、児童生徒が置かれた状況やその状態を適切に把握することが不可欠ですが、そのためには教員だけで支援を検討するのではなく、学校内外の専門職と協働し、校内支援会等の場において互いに保持する情報を共有したり、役割分担を含めた支援策を検討していくことが必要です。場合によっては、別の支援者が声をかける、アウトリーチを活用する等、立場を変えた関わりの方が効果的となることもありますので、その判断のためにも、チームで検討を行うことが求められます。

チームの例を挙げると、学校の中には学級担任のほか、学年主任や生徒指導主事、養護教諭、管理職等、様々な職務を担う教職員がいます。また、心理の専門家であるスクールカウンセラー（以下「SC」という。）や、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等、教員とは異なる立場から児童生徒を支援できる人材も配置されています。一方の学校外には、教育支援センターや市町村の児童福祉担当部署等、様々な立場で児童生徒に関わることでできる職員に加え、学校を離れた後に関わってくれることになる関係機関も多々あります。

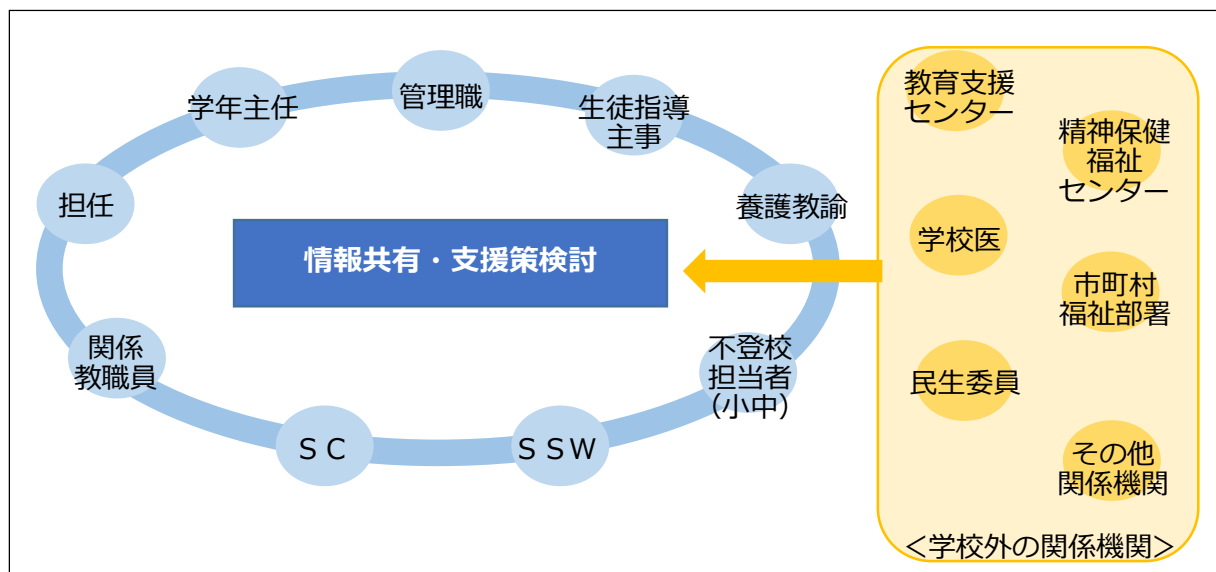


図 15：学校内外の関係者によるチーム支援のイメージ

これらのチームで支援を行う際は、専門家だけのアセスメントに頼ることがないように注意が必要です。子どもたちと日常的に接するのは学校の教員であることから、日々の関わりの中で教員が得た情報も、他職種にとって児童生徒を理解するうえで重要な要素となります。教育、心理、福祉等の関係者が一体となり、互いに対等な関係の中で多角的・多面的にアセスメントしていくことが重要になってきます。

なお、こうした多職種が連携したチーム支援を円滑に進めるためには、それぞれが自身の役割を自覚することはもとより、互いの役割について理解しておくことも必要となります。相互の理解が不十分であれば、他の専門職との効果的な意思疎通が図れないばかりか、場合によっては相手に過度な期待を寄せ、結果として信頼関係を損なうことにつながることもあります。

そのため、各学校や教育委員会においては、SCガイドブックやSSWガイドブックを活用する等して、それぞれの役割に理解を深めるとともに、その他の専門職との連携に際しても、互いの役割を尊重しながら支援を進めていくという姿勢をもつことが非常に重要となっています。

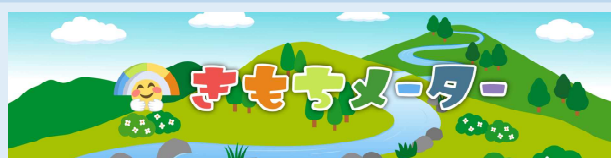
校内支援会とは

各学校において支援を検討する場としては、定期的に児童生徒の状況を確認する定例の支援会や、必要に応じて関係教職員で開催する個別のケース会等があります。これらを総称して校内支援会と呼びますが、その運営の際には単なる情報共有で終わることなく、具体的な支援方針やその役割分担を決定し、必ず次回の支援会の日程を検討するようにしましょう。その際、別添のPLAN-DOシート等、各校に適した支援シートを活用する等して、PDCAサイクルを意識しながら、継続的に支援を行っていくことが重要です。

校内支援会には、状況によっては保護者にも参加してもらい、保護者の理解のもと支援策の検討をしていくことも重要です。

【きもちメーターの活用】

高知県教育委員会が推奨している「きもちメーター」は、児童生徒が一人一台タブレット端末を使い、今日の気持ち等を送信し、教員が児童生徒の回答を把握できるシステムです。きもちメーターの回答と実際の様子を重ね、心の変化を早期発見したり、対象となる児童生徒への指導・支援の方法の検討が可能となります。



きもちメーター導入校の活用事例

- ・学校として朝の会や学活で入力する時間を設けており、不登校担当等がコメントの分析や児童生徒の気づきをグループウェア等を通して共有している。
- ・校内支援会の中できもちメーターの情報を各担当と共有したり、きもちメーターで体調や気分に対して否定的な回答をしている生徒の一覧（右図）が見られるようなPC端末を職員室に配置し共有したりする等、早期の対応につなげている。
- ・学校（小規模校等）によっては、きもちメーターで得られた気になる生徒の情報を一覧にして掲示し共有している。



(3) 多様な教育機会の確保

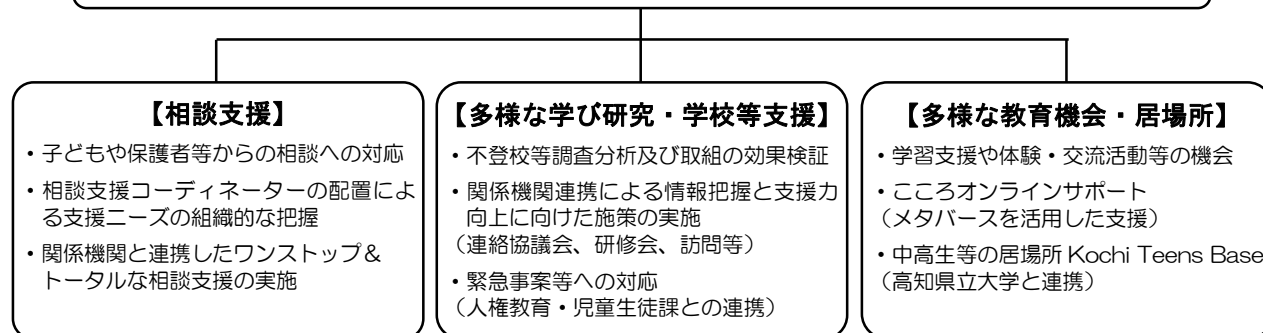
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

令和元年 10 月 25 日付け 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）より

学校外にも多様な学びの場や居場所があります。学校外にも視野を広げることで、支援の幅や可能性も広がります。学校教育の一層の充実と併せて、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学ぶことができるよう、関係機関との連携のもと、多様な場を提供することが大切です。

①高知県心の教育センターにおける支援

■ 多様な学び研究・相談支援体制の充実

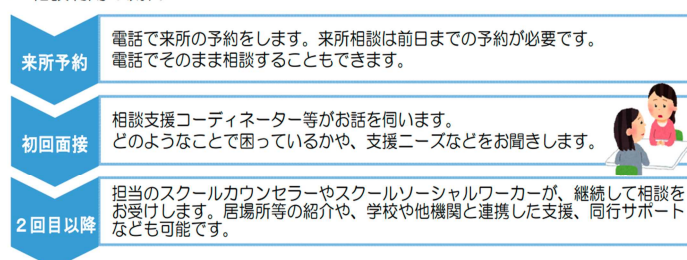


＜相談支援体制＞

心の教育センターでは、児童生徒や保護者を対象に「来所相談」、「電話相談」、「メール相談」を実施しています。相談される方の不安や悩み、またその背景は多様化、複雑化しており、カウンセリング等の心理的なケアはもちろん、学校や福祉、医療との連携による支援が必要な場合も多くあります。

そこで、令和6年度から心の教育センターに「相談支援コーディネーター」を配置し、相談者の支援ニーズをできるだけ早期に把握することに努め、心理的なケアを中心としながら、適切な支援につなぐことに取り組んでいます。

■ 相談利用の流れ



また、学校や教育支援センターからの、児童生徒支援や組織的な支援体制にかかる相談にも対応しています。来所や訪問、オンライン等による支援会を実施することができます。

関係機関と定期的に協議会やケース会等を実施したり、児童相談所や精神保健福祉センター等と連携したりしながら、相談支援体制の充実を図っています。

＜多様な教育機会の充実に向けて＞

集団で過ごすことに不安があったり、学校に通いづらいつ感じたりしている児童生徒を対象に、以下の取組を実施しています。初めて利用される際は、本人や保護者の方と打合せ面接後、見学や体験を行い、利用登録を行います。

問い合わせや打合せ面接の申込みは、高知県心の教育センター（０８８－８２１－９９０９）までご連絡ください。

こころオンラインサポート

学校へ通うことが難しい児童生徒等を対象に、メタバースを活用してオンラインによる多様な教育機会の提供を行うものです。

オンライン上で支援を行うことで、自宅から出づらいつ児童生徒や、教育支援センター等から家が遠く通いづらいつ児童生徒等も利用することが可能です。また、校内サポートルームや教育支援センターにつながっているけれど、安定して通所することが難しい場合の利用も想定しています。

利用方法を打合せの面接で確認します。利用する日数や、１日当たりの参加時間数は、児童生徒一人一人の状況に応じて対応します。

開設日：火・木・金曜日 13:30～16:30（曜日や時間帯を決めての一部利用可）

＜※令和7年3月末時点＞

対 象：学校や教育支援センターへ継続して通うことが難しい県内の小・中・高校生
学籍の有無にかかわらず、18歳までの方が利用できます。

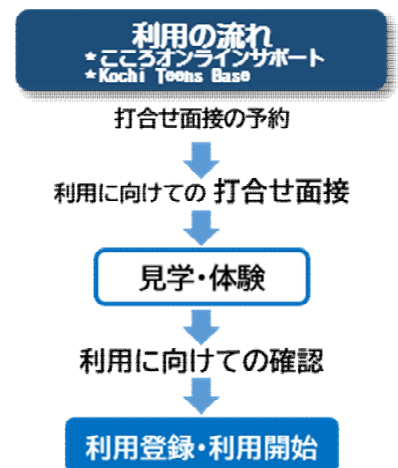
内 容：自主学習や興味関心がある取組へのオンライン支援、スタッフや他の参加者とのオンライン交流活動、オンライン交流イベントへの参加 等

メタバースの様子



メタバース内では・・・

- *アバター（自分の分身として動くキャラクター）を使って参加します。
- *会話は「音声」「チャット」から選べます。
- *最初に登録した名前（ニックネーム可）を使います。



*登録情報、活動状況については、所属校と
随時共有
*こころオンラインサポート希望者の打合せ
面接については実施方法を柔軟に検討

中高生等の居場所「Kochi Teens Base」



Kochi Teens Base は、高知県教育委員会（心の教育センター）と高知県立大学が、連携・協働して実施しています。心の教育センターのスタッフと、県立大学の学生ボランティアが、学習支援や交流活動等、様々な形で社会的自立に向けた成長を支援していくものです。

この場所を利用する中高生にとって、日頃利用する機会の少ない「大学」という場所で、心の教育センタースタッフや年齢が近い学生ボランティアと交流することは、多様な学びの場の確保はもちろん、学びへの意欲や将来への希望を抱くきっかけとして大きな意義があると考えています。

また、不登校児童生徒の中には、集団についていくのに必死だったり、周りの目が気になったりして、「自分らしさ」を見失っている場合があります。関わりや体験等、自分の関心があることや好きなこと、得意なこと等を再発見する機会の一つとして、支援の選択肢の一つとして、この居場所の活用が考えられます。

開設日：金曜日 13:30～16:30（時間帯を決めての一部利用可）

対 象：集団で過ごす事への不安や、学校等への通いづらさを感じている県内の中・高校生
学籍の有無にかかわらず、18歳までの方が利用できます。

内 容：自主学習や興味関心がある取組への支援、スタッフや他の参加者との交流活動、交流イベントへの参加 等

子どもたちの心の居場所「ことことパーク」

子どもたちが、少人数での遊びや体を動かす活動を通して人と関わり、楽しみながら安心して過ごすことができる居場所支援を行っています。

開設日：週 1 回 月曜日または土曜日 1 時間程度

対 象：集団で過ごすことや人と関わることに不安がある
小・中・高校生

定 員：各回 1～4 名程度

内 容：ボードゲーム、カードゲーム、手芸、工作、体を動かす遊びや簡単な運動 等



保護者の交流の場「ほっとガーデン」

保護者の方々が、子育てについて不安や日頃の悩みを共有できる場として開設しています。参加者が話をすることで少しほっとしたり、お互いを労ったりする交流を通して、子どもたちのよりよい成長を考えていく機会としていきたいと考えています。

実施日：月 1 回 日曜日 1 時間程度

対 象：小・中・高校生の保護者の方（子どもの発達が気になる、学校に通いづらい、勉強をしない 等）

定 員：6 名程度

②教育支援センターにおける支援

教育支援センターとは

教育支援センター（以下「センター」という。）は、学校外の施設であり、児童生徒への学習支援や小集団での体験活動、あるいは本人や保護者へのカウンセリング等の相談支援を行いながら、児童生徒の社会的な自立（自分の意思で物事に取り組み、必要なときに人に頼れる力をつけていくこと）を目指す施設です。

＜教育支援センターの在り方＞

高知県では市町村が設置しており、主に小学校、中学校、義務教育学校の不登校児童生徒等を対象としていますが、中には中学校卒業後の生徒を受け入れているセンターもあります。

令和6年7月現在、県内の25市町村に27カ所が設置されています。そのうち、県内全市の教育支援センターにはスクールカウンセラーが配置されているほか、市町村によってはスクールソーシャルワーカーが配置され、学校との連携を密に図っているところもあります。また、それぞれの施設ごとに、親しみやすい名称をつけているところもあります。

市町村教育委員会は、センターの整備に当たって、下記のことには留意し、不登校児童生徒に対する適切な支援を行うことが重要です。

1.設置の目的

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援（学習支援を含む。以下同じ。）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本としています。

2.自己評価・情報の積極的な提供等

- ・センターは、その目的の実現のため、相談・支援、その他のセンターの運営状況について改善・充実を図るとともに、自ら点検・評価を行い、その結果を公表することが望ましいです。
- ・センターは、その相談・支援、その他のセンターの運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供することが望ましいです。

3.対象となる児童生徒

- ・入室や退室等に関する方針や基準を明らかにし、不登校児童生徒の入退室等の決定については、その態様等を踏まえ、センターにおける支援の効果が達せられるよう児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）に努めることが大切です。その際には、当該児童生徒が在籍する学校関係者はもとより、専門家を含めて検討を行うことが望ましいです。
- ・必要に応じて、中学校を卒業した者についても進路等に関して主として教育相談等による支援を行うことが大切です。

4.支援内容・方法

- ・児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・支援を行うことが大切です。
- ・相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施することが重要です。
- ・各教科等の学習支援に関しては、在籍校とも連絡をとり、センター及び児童生徒の実情に応じて実施することが望ましいです。
- ・支援内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個



個に応じた学習支援

別支援と併せて、センター及び児童生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の実情に応じて体験活動を取り入れるものとします。

- ・家庭訪問による相談・支援は、センター、地域、児童生徒の実情に応じて適切に実施することが大切です。通所困難な児童生徒については、学校や他機関との連携の下、適切な配慮を行うことが大切です。
- ・センターは、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行うことが大切です。

5.支援体制

- ・センターには、相談・支援等に従事する支援員を置きます。
- ・支援員には、相談・支援等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うために必要な熱意と識見を有する者を充てることが望ましいです。
- ・教育委員会は、支援員の資質向上のため適切な研修の機会を確保することが大切です。
- ・カウンセラー等の専門家を常勤又は非常勤で配置し、児童生徒の支援方針等につき、協力を得ることが望ましいです。
- ・その他、年齢、職種等、多様な人材の協力を得ることが望ましいです。その際、協力を得る人材の実情に応じ、適切な研修を行い、又は支援体制等を整えることが大切です。

6.施設・設備等

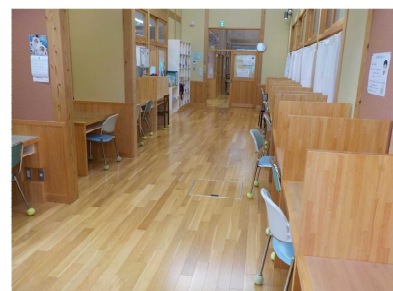
- ・施設・設備は、相談・支援を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものとします。
- ・センターは、集団で活動するための部屋、相談室、職員室等を備えることが望ましいです。



様々な活動ができる部屋



個別支援室



個別で学習ができる学習室

- ・センターは、運動場を備える等スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていることが望ましいですが、適切な施設を有しない場合は、積極的に他のセンター等と連携することが大切です。
- ・センターでの個別学習や、家庭との連絡のため、必要な情報通信機器・ネットワークが整備されていることが望ましいです。
- ・センターには、相談・支援を行うため、児童生徒数に応じ、保健衛生上及び安全上必要な教具（教科用図書、学習ソフト、心理検査用具等）を備えるとともに、これらの教具は、常に改善し、補充するよう努める必要があります。

7.学校との連携

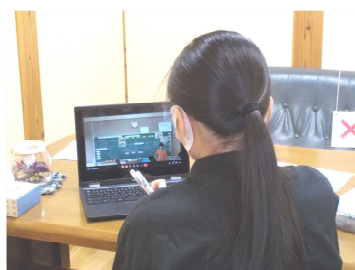
- ・支援員等は、不登校児童生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との緊密な連携を行うものとする（定期的な連絡協議会、支援の進め方に関するコーディネート等の専門的な支援等）。
- ・支援員等は、不登校児童生徒の学校復帰後においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、継続的に支援を行うことが望ましいです。
- ・支援員等は、児童生徒の実情等の的確な見立て（アセスメント）にそった児童生徒の個々の回復状況を把握し、守秘義務に配慮した上で、本人、保護者の意向を確かめて在籍校に学習成果等を連絡することが大切です。

8.ICT を活用した支援

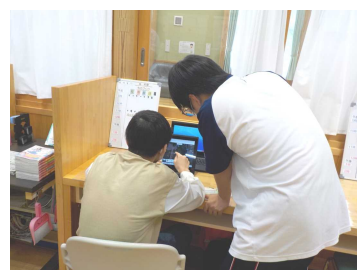
児童生徒の状況に応じて、一人一台端末を活用する等して、学習ドリルによる学習支援のほか、児童生徒の在籍校の教室とオンラインでつなぎ、別の場所に居ながらにして、同時に授業を受けることや、授業を録画して保存しておくことで、個人のペースに合わせて視聴することが可能となるような支援を行うことが望ましいです。



電子黒板を活用した学習



オンラインで学校の授業配信



タブレットを活用した学び合い

9.学校外の学び場との連携

- ・センターは、児童生徒の一人一人の状況に応じ、必要な体験活動を計画することが必要であり、体験を通じて、児童生徒がより意欲をもって取り組むことができるような工夫が必要です。



高知県立美術館スクールプログラム



高知県立牧の植物園学習プログラム



お箏教室発表会

- ・教育支援センターを利用する児童生徒の中には、フリースクールを併用している場合もあるため、相互に児童生徒の学習状況や支援策等について情報共有を図ることが望ましいです。
- ・教育支援センターとフリースクールとで学校への報告様式を統一することが望ましいです。
- ・関係するフリースクールを集めて定期的に連絡会を行う等、学校外の学びの場同士の連携が推進されるよう調整を行うことも今後求められています。

③フリースクール等、民間団体の多様な場における支援

フリースクールとは

一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。

1.教育委員会・学校と民間の団体等の連携による支援の推進

教育委員会（教育支援センター等の機関を含む。）・学校と、多様な学習機会を提供しているフリースクール等の民間の団体等とが連携し、相互に協力・補完し合うことは、不登校児童生徒の多様な状況に対応したきめ細かい支援を行う上で重要です。

連携を進める上で重要なことは、不登校児童生徒の社会的自立を支援するという共通の目標を有しているという認識の上に立って、教育委員会・学校と民間の団体等が関わりを持ち、一定の信頼関係を築くよう努力することです。信頼関係の構築には、実際に対面し、意見交換を行うことが欠かせません。また日々の学習の状況、子どもの変化・成長について、教育委員会・学校とフリースクールだけでの共有ではなく、家庭にも児童生徒の成長を報告し、日々の変化や発言・行動について共有し、子どもの気持ちに寄り添い支援を行うことが必要です。

例

- ・教育委員会の職員や学校の教職員、民間団体等が互いに双方を訪れ、児童生徒の様子や活動を見て、意見交換を行ったり、民間団体等のスタッフが教育委員会等の職員と会い、情報共有を行ったりする。
- ・教育委員会と学校、民間団体等の連絡協議会を立ち上げ、定期的に協議を行う。
- ・連携シートや支援シートの中身の検討や指導要録上の出席扱いについて共通理解を図る。 等

2.協働した取組の実施

連携方策の一つとして考えられるのが、協働した取組の実施です。

教育委員会の事業に民間の団体等の児童生徒やスタッフが参加したり、両者が共同で会の開催を行ったりすること等が挙げられます。

例

学校や教育支援センター、民間の団体等が協働し、小規模グループでの学習セッションやワークショップを定期的に開催 等

3.多様な人材や支援内容について

フリースクールにおいては、多様な人材による柔軟な支援を行うことが求められます。教員や心理・福祉の専門家を目指す学生等、志ある人材を活用することも考えられます。また、学習支援だけでなく、その場所でしかできないような体験活動、自己決定の場を設けたリアルな活動から児童生徒の意欲や自尊心を育むことができる内容を精選していくことが大切です。

例

- ・昼食作り等の調理体験や自然観察や農業体験等の自然体験
- ・見学や職場体験等の社会見学や音楽・美術・工芸等の芸術活動
- ・子どもたちによるミーティング
- ・学習成果・演奏・作品等の発表

4.公民館や図書館等公共施設の活用について

県内には、フリースクール以外にも下記のような民間団体やNPO法人、各自治体が、地域の公民館や図書館を活用した不登校児童生徒の居場所づくりや様々な支援を実施しているケースがあります。

県内の公民館や図書館等公共施設で行われている支援例

- ・児童館で学校に行きづらい子どもを受け入れ児童館職員が対応している。学校との合同支援会を定期的の実施している。
- ・公民館に町が相談員を配置し、不登校傾向の子どもに対して学習支援や調理実習等を実施している。学校と毎日連絡を取り合い出席の確認等を行っている。
- ・図書館に指導員を1名配置（週2日SSWも配置）し、教育支援センター主催で学習やスポーツ、制作活動を実施している。指導員と学校が定期的に情報共有を行っている。
- ・夏休み等、長期休みの際に公民館に指導員を配置し、教育支援センター分室として活用している。
- ・地域コミュニティ施設や老人ホーム等、地域の施設で、週3日、学校に行きにくい子どもを受け入れ、学習支援や探究活動を実施している。

5.多様な学びの場へのアクセスについて

各地域の教育支援センターやフリースクールと異なり、地域の児童生徒の居場所（公民館や図書館等）については、児童生徒や保護者にその情報が届きにくい場合もあります。そのため、自分たちの住んでいる地域には、どのような児童生徒の多様な教育機会の場があるのか、広報活動を通じて、地域や学校への周知を図ることが必要です。

6.関係機関との連携を行った場合の「指導要録上の出席扱い」について

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、一定の要件のもと、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。（別紙資料 参照）

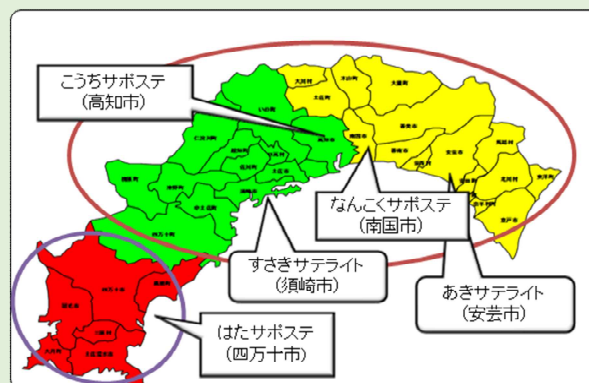
7.若者サポートステーションにおける支援

中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進学や就職に支援を必要とする若者等に対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する相談・支援機関です。

サテライト2箇所を含む県内5箇所に「若者サポートステーション」が設置されています。

【支援内容】

- 相談支援員による個別面談や臨床心理士等によるカウンセリング
- 就労につながる各種セミナーや職場見学、職場体験の実施
- 修学や復学、高卒認定資格取得等を目指した学習相談や学習支援
- アウトリーチ型支援による訪問支援・送迎支援・関係機関との連携支援
- 学校での個別面談、出張セミナー、情報交換会等



④学びの多様化学校の在り方

＊学びの多様化学校とは＊（令和5年8月に不登校特例校から改名）

不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程（新たな教科の新設や授業時数の組み換え等により教科の授業時間を減らす等）のもと教育活動を行う学校のことです。

（令和6年4月時点：全国35校設置）

現在、学びの多様化学校として申請ができる設置形態は、以下のとおりです。

「学校型」…廃校等学校設備をそのまま活用した学校

「分教室型」…本校の一部の学級のみを指定（本校の所在地とは別の場所に設置）

「分校型」…本校の所在地とは別の場所へ設置した学校

「コース指定型」…高等学校等において一部のコースを学びの多様化学校のコースとして指定

学びの多様化学校では、一人一人のニーズに応じた支援が行われ、児童生徒が学びたいと思ったときに多様な学びに出会える場所として、様々な特色ある取組が実施されています。

平成28年12月7日に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「本法律」という。）が成立し、これを受け、地方公共団体においては、「**学びの多様化学校を新たに設置すること**」、「**学びの多様化学校を既に設置している場合は、その教育の充実を図ること**」等に取り組むことが求められています。

＜対象となる児童生徒＞

不登校状態である児童生徒

原則として、文部科学省の調査における基準等の明確な基準を設け、その基準に則り、不登校状態であると判断した児童生徒

不登校傾向が見られる児童生徒

基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る。

不登校傾向が見られる児童生徒の例

- ・登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちとしか関わるできない児童生徒
- ・在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

※不登校傾向が見られる児童生徒のみを対象とした学びの多様化学校の申請はできません。

＜本県における学びの多様化学校の在り方＞

学びの多様化学校は、「学びの選択肢の多様化」であり、「学校として一つの選択肢」という認識が必要であり、決して、「現在ある学校に通う子どもたちとの分断」という認識とはならないようにすることが重要です。そのうえで、地域の力も借りながら子どもたちの居場所の選択肢となり、学力保障や社会的自立を目指した学校の設置していくことで、児童生徒の学びの選択肢が広がります。また、学びの多様化学校での成果が学校や他の教育機関にフィードバックされ生かされる仕組みを構築することで、児童生徒の多様なニーズに応える支援体制が整っていくことが考えられます。

1.学校のビジョン・コンセプトポリシーについて

教育支援センターや校内サポートルーム等、多様な教育機会の場の役割と異なる位置づけを明確にすることで対象とする児童生徒が明確になっていきます。そこでキーワードとなるのが「学校」です。学校として捉えたときに、学力の保障は大前提であり、その上で、周囲の仲間と協働しながら成長し社会性を身につけていくことが必要です。

2.入学までのプロセス

入学に当たっては、面談や体験入学を経て、正式に申請するようなプロセスをしっかりとることで、児童生徒、保護者の不安を和らげ安心した入学へつながりやすいと考えられます。

面談時に学校のコンセプト等を明確にすることで入学後のミスマッチを防いだり、校内や隣接した場所に教育支援センターを併設することで、教育支援センターに通所しながらスムーズな体験入学を実施している例もあります。

- ・定員は設けず、面接や体験を通して転学への準備状態が整った児童生徒から毎月転入できる仕組みをつくり、それぞれの児童生徒のペースで転入学が可能な体制を整えている。
- ・転入学支援スペースを校内に設置し、入室希望生徒や保護者の意見をしっかりと聞き、個に応じた体験入室計画をオーダーメイドで組み立てる。
- ・校内に教育支援センターが併設されており、学園への入学に向けて段階を踏んだ支援が可能となっている。

3.特色ある教育課程

特別な教育課程は、当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討する必要があります。

首都圏や主要都市のような都会の学びの多様化学校とは異なる自然豊かな本県の特徴を生かし、教科学習にとらわれず、社会性やソーシャルスキルを磨いたり、児童生徒の興味関心を生かしたり体験活動を取り入れた教育課程が望ましいと考えられています。例えば、山林での林業体験や海でのマリンスポーツ活動、農業体験を地域の企業や団体と連携して児童生徒の社会参加を支援していくことも考えられます。他には、子ども食堂と連携した放課後のレクリエーションでコミュニケーション力を身に付ける取り組みや地域の高校生との交流を通して、将来を見つめる時間にする等地域の力を生かした取組を考えていくことも大切です。

- ・登校時間を遅らせて、他の生徒と登校が重ならないような配慮や午前3時間、午後2時間を基本とし、ゆとりのある生活ができるようにしている。
- ・総合的な学習において、教科にとらわれずそれぞれの関心・意欲に応じた体験的な授業内容（スポーツ系・文化系・ものづくり系等）を設定している。
- ・社会体験・自然体験・生活体験を中心とした校外を含めた体験学習や地域交流学习や職業体験等を実施している。
- ・音楽や美術(図画工作)等の創作活動や表現活動を行い、豊かな感性の育成を目指す教科を新設している。
- ・夜間中学校との併設で、交流の時間は、昼間部と夜間部合同で地域や外部の専門家を招いた茶道やストレッチ体操等、世代や国籍を超えたふれあいを学べる環境づくりを行っている。
- ・登校が必須ではなく、学校内の別の場所や家庭からのリモート参加も可能としている。
- ・調理実習を通して、数学（分量計算）や美術（おしながきのレイアウト）の学習を行ったり、教室整備を通して、技術（棚作り）の学習を行ったりしている。

3.教職員

様々な背景を持った児童生徒が対象であることから専門職種（養護教諭・SC・SSW等）を配置し、適切な心理的支援等を実施するとともに、その場その場の経過の適切なアセスメントをしていくことが望ましいです。

- ・養護教諭やスクールカウンセラーを配置し、生徒が相談しやすい環境が整備されている。
- ・学校生活アンケート等で、生徒一人一人の状況等を把握し、スクールカウンセラーによる全員面接を実施している。

4.環境整備

県外の学びの多様化学校の実践からも既存の施設の活用しながら創意工夫し、少人数で学べたり受けたい授業を選択できたりする環境づくりやオンライン学習等、学習する場所が選択できるような環境づくりが望ましいと考えられます。

- ・授業は、チャレンジコース（一斉授業）やベーシックコース（個別指導）等、習熟度別に行われ、自分の学力に最も適したクラスで授業を受けられる。
- ・授業中の居場所プレイルームがあり、授業中に自由に利用できる。授業に参加するかプレイルームを利用するかは子どもが選択し決めている。
- ・対人関係やコミュニケーション等に困難さを抱えている児童生徒が利用できる特別支援教室が設置されており、個々の特性に応じた指導を行っている。
- ・体育祭、修学旅行等の学校行事を本校生徒と実施したり、前籍校の部活に参加したりできるような連携をしている。
- ・学習室には、クッション等が置かれる等、生徒がリラックスできる雰囲気となるよう環境に配慮している。
- ・各教室にジグソーパズルが常備しており、休み時間のコミュニケーションツールとして活用している。

5.進路保障

高等学校等の進路先との接続を見据え、高校進学を視野に入れたコースの設定や個に応じた学習指導の進め方ができるようにすることや地域人材（教材）と連携したキャリア教育の充実することが、児童生徒にとって夢や希望につながり進路実現への可能性が広がります。

また、福祉機関との連携等で、ボランティアの参加や高齢者との関わりを通して児童生徒が役割を感じ自信につながっていくような取組も社会的自立へつながります。

- ・5時間目終了後、個別学習をタブレットで行う学び直しの時間を実施している。
- ・教室の後ろの棚には、単元別に分けられたプリントが常備されており、生徒たちは自分が学びたい内容のプリントを選択し、家庭学習や個別学習に活用している。
- ・社会において人とのかかわる力の基礎を養うために、ソーシャルスキルアップトレーニングを実施している。
- ・新設教科の「キャリア教育」で、中学校での学習と自分の将来とのつながりを意識した進路指導の充実を図る。職業調べや職場体験等の職業について知見を広げるだけでなく、社会と自分のつながりについて考える単元も設定している。

4 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」 及び「欠席中の学習活動の評価」について

1 不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方

令和元年 10 月 25 日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と示されています。

学校による不登校児童生徒への学習指導は、個々の状況に応じて家庭訪問や電話連絡、オンライン面談等により、生活の様子を確認したり学習プリント等を届けて励ましたりする等、児童生徒の心に寄り添いながら温かく関わり続けることが大切です。その中で、個々の状況の変化に応じて、児童生徒及び保護者と相談しながら目標を設定したり、校内サポートルーム等の教室外の場所への登校や学校外の公的機関との連携を図ることで、児童生徒の社会的自立に向けた取り組みを支援していくことが必要です。

不登校児童生徒の中には、学校に登校することが難しくても、自宅において学習プリント等やタブレット等を活用した学習活動を行う等、努力をしている者もあり、その努力を認め、支援することを目的とし、不登校児童生徒が学習活動を行った日数について、一定の要件を満たす場合に、指導要録上の出席扱いとすることが望ましく、その際に各学校長が総合的に判断するための目安を示したものです。

また、出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、例えば、自宅における学習状況を所見欄に文章記述する等、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果等に基づいて評価を行うことも考えられます。

2 不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについて

不登校であることによる学習の遅れ等が、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

◆出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとき校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

- ①当該施設（教育支援センターや県や市が認める民間施設等※¹）における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであること。
- ②不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

※1 県や市が認める民間施設とは、不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン（別添資料）等を参考にした要件を満たす施設

- ④訪問時による対面指導が定期的に行われていること。

◆不登校児童生徒の学校内外における状況別出席等の取扱いの目安（例）

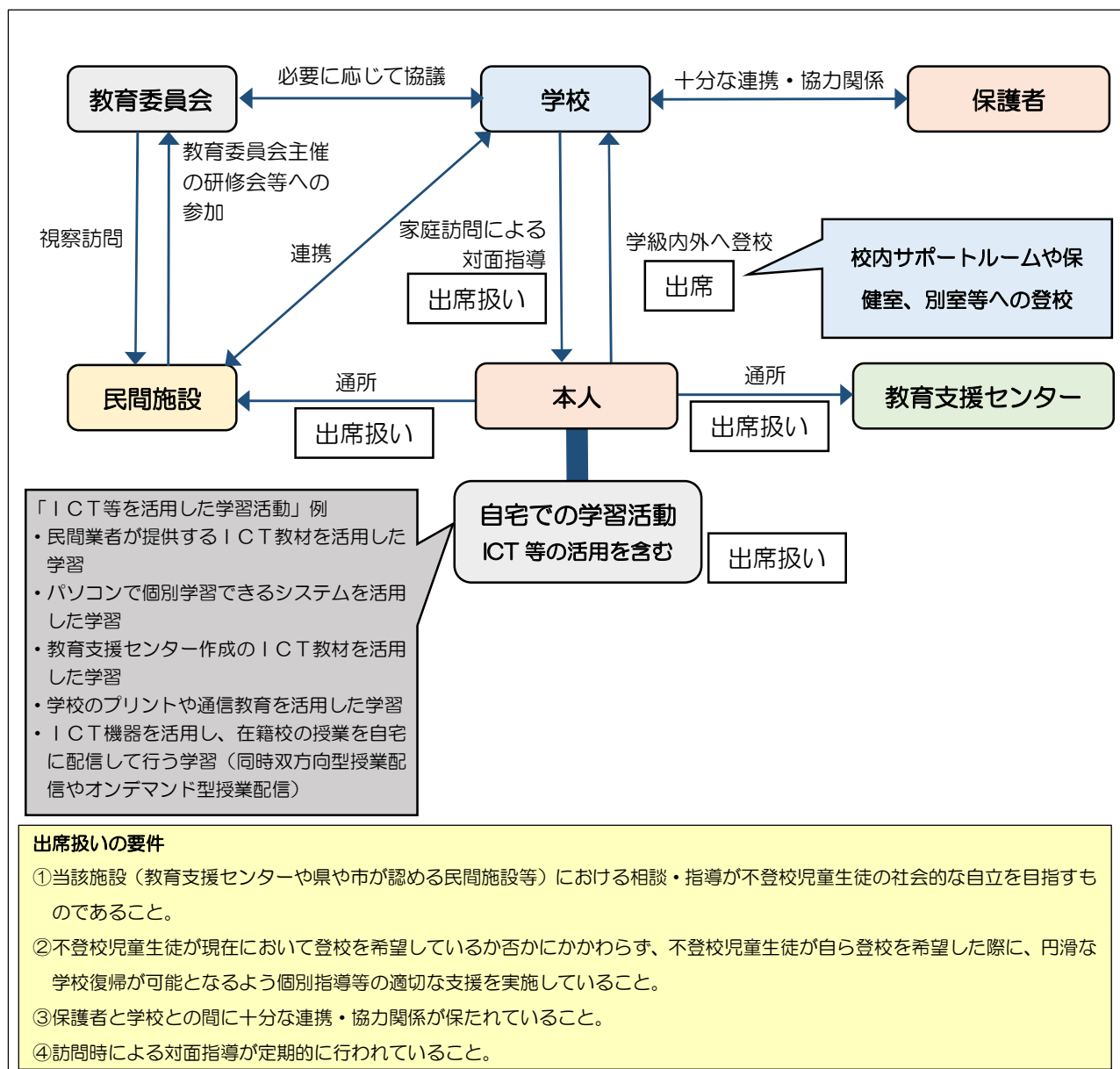
区分		状況	内容	指導要録
学校	学級へ登校	不登校傾向	登校渋りが見られ遅刻・早退・欠席が多くなってきているが、登校時は学級で学習する。	出席
	学級内外へ登校	時間外登校	始業前や放課後等（部活動を含む）に登校し、学習や教育相談を受けている。	出席
		短時間登校	1時間程度の短時間での登校や給食のみの登校で学習や教育相談を受けている。	出席
	学級外	別室登校	校内サポートルームや保健室等、別室に登校し、学習や教育相談を受けている。	出席
学校外	自宅	家庭訪問（対面指導）	教員と本人が会って学習支援や将来の自立に向けた教育相談を受けている。	出席扱い
			在籍校に関わるＳＣやＳＳＷ、教育支援センター職員、研修を受けたボランティアスタッフによる対面指導を受けている。	出席扱い
		ＩＣＴを活用した学習等	保護者との十分な連携・協力関係が保たれており、ＩＣＴ等を活用した学習や教育相談を受けている。	出席扱い
		家庭訪問（本人に会えない）	訪問時に当該児童生徒の状況や学習状況の様子が十分確認ができなかった。	欠席
	公的施設	通所	教育支援センターに通所し、学習や教育相談を受けている。	出席扱い
		ＩＣＴを活用した学習等	保護者との十分な連携・協力関係が保たれており、ＩＣＴ等を活用した学習や教育相談を受けている。	出席扱い
		一時保護	児童相談所に一時保護されている。	出席扱い
	民間施設	通所	県や市が認めるフリースクール等に通所し、学習や教育相談を受けている。	出席扱い
			学習指導を主としている学習塾へ通所している。	欠席
		ＩＣＴを活用した学習等	保護者との十分な連携・協力関係が保たれており、ＩＣＴ等を活用した学習や教育相談を受けている。	出席扱い

◆ＩＣＴ等を活用した学習活動の例

「ＩＣＴ等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、ＦＡＸ等を利用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。

- ・民間業者が提供するＩＣＴ教材を活用した学習
- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成のＩＣＴ教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ＩＣＴ機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

◆指導要録上の「出席扱い」の全体図



◆留意事項

- ・上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。
- ・この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ・ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ・教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行う等、訪問する者の資質向上等に努めること。

3 不登校児童生徒の欠席中の学習活動の評価について

学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合に、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいです。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないですが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述する等、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映することができます。

文部科学大臣が定める要件

- ①学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- ②学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- ③学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

＜令和6年8月29日「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」 文部科学省 ＞

◆欠席中の学習成果を成績に反映する取組例

- ・1人1台端末を活用して、教育支援センターや自宅から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。
- ・学校から届いたプリントや教材等を活用して教育支援センターや自宅で学習した成果を成績に反映。
- ・フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。

◆評価材料の例

- ・学習において用いたワークシートやノート
- ・学習結果を反映したペーパーテストや実技テストの動画
- ・学習において作成した成果物
- ・学習アプリ等を用いて学習した内容がわかるもの

5 不登校児童生徒を支援する民間施設について (出席扱いの考え方とその要件)

1 趣旨

不登校児童生徒が学校外の民間施設で支援等を受けた際に、学校や市町村（学校組合）教育委員会が「出席扱い」について判断するうえで留意すべき点を目安として示す。

2 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もあり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

3 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 基本的な要件について

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- ③ 当該施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(2) 施設の実施主体について

- ① 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援をしていること。
- ③ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 施設の相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校と連携する等、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。

- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動等、施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施する等、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

(4) 施設の相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校児童生徒への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。専門的知識と経験を備えたスタッフがいない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていること。

(5) 施設、設備について

- ① 学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

(6) 施設と学校との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を定期的に交換（少なくとも月1回程度）する等、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 施設と家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡（最低でも週1回程度）する等、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(8) その他

- ① 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ② 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 その他

不登校児童生徒への支援を実施する民間施設に対し、県教育委員会が補助金を交付する場合は、上記に加え、補助金交付要綱に定める要件を満たす施設であることを県教育委員会が確認した場合に限る。

ガイドライン活用にあたってのQ&A

Q 各市町村においても、ガイドライン（基本方針）を策定しなければならないのか。

A 本ガイドラインをもとに、各地域の状況に応じたガイドライン（基本方針）を策定し、出席扱いを判断する具体的な手続きについて各学校と共通理解を図るとともに、学校と教育委員会がやりとりする文書の様式、民間施設から毎月提出を求める文書の様式等を定めることが求められるため、本ガイドラインを参考に、検討を進めていただきたいと思います。

Q すでに出席扱いを認められた施設に、改めて視察に行く必要はないのか。

A 令和元年（2019 年）10 月 25 日の文部科学省通知に、出席扱いの要件については、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする」と記されています。民間施設では、随時児童生徒の受入れをしており、受入人数や施設の雰囲気は変化するものと考えられます。その点からも、保護者から学校への申し出、協議の後に、改めて施設が当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するために、視察は必要だと考えます。

Q 民間施設における学習は、どのように評価に反映したらいいか。

A 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、通知表又は、その他の方法により、児童生徒や保護者等に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいものです。評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求めています。学習状況を文章記述する等、適切な記載に努めることが求められています。

Q 不登校児童生徒への支援の目標が学校復帰ではなく、社会的自立を目指すこととなったが、学校として学校復帰を求めているのか。

A 不登校児童生徒の状況や保護者の思いに寄り添いながら、学校・学校外の施設が連携し、社会的自立に向けた支援に取り組むことが重要です。一方、各学校では社会的活動や自然体験活動、教科学習、スポーツ活動や芸術活動等を通じて、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培っています。多様な選択肢の一つとして、不登校児童生徒自らが学校復帰を選択することは、将来的な社会的自立の近道と言えますが、児童生徒や保護者の思いや一人一人の状況を十分に把握した上での対応が必要です。

<引用>

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 29 年 2 月施行）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」 元文科初第 698 号 文部科学省初等中等教育局長通知（令和元年 10 月 25 日）
 - ・義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
 - ・民間施設についてのガイドライン（試案）
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」 4 文科初第 2817 号 文部科学省初等中等教育局長通知（令和 5 年 3 月 31 日）
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果にかかる成績評価について」 6 文科初第 1126 号 文部科学省初等中等教育局長通知（令和 6 年 8 月 29 日）

参考資料

- ・「魅力ある学校づくり調査研究事業第Ⅲ期報告書」平成29年1月 文部科学省
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」平成29年3月31日 文部科学省
- ・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」平成29年2月13日 文部科学省
- ・「児童生徒支援の組織的な対応のために-校内支援会の充実に向けて-」平成29年3月 高知県教育委員会事務局 人権教育課
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」令和元年10月25日 文部科学省
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」 令和5年3月 文部科学省
- ・小・中・義務教育学校における学校内教育支援センターの運営～誰一人取り残されない学びの保障のために～令和5年10月 岐阜県教育委員会
- ・「改訂 学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】」 令和6年2月 文部科学省
- ・「改訂版高知県生徒指導ハンドブック」令和6年3月 高知県教育委員会
- ・一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～令和6年3月 埼玉県教育委員会

協力校・教育支援センター

協力校

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|---------------|
| ・室戸市立室戸中学校 | ・香南市立夜須小学校 | ・香南市立夜須中学校 | ・香美市立鏡野中学校 |
| ・南国市立大篠小学校 | ・南国市立鳶ヶ池中学校 | ・高知市春野東小学校 | ・高知市立城東中学校 |
| ・高知市立南海中学校 | ・高知市立西部中学校 | ・高知市立介良中学校 | ・高知市立横浜中学校 |
| ・いの町立伊野中学校 | ・須崎市立須崎中学校 | ・四万十市立中村中学校 | ・高知県立須崎総合高等学校 |

協力教育支援センター

- ・香南市教育支援センター「森田村塾」
- ・南国市教育支援センター「ふれあい」

子どもたちが誰一人取り残されない学びの保障に向けた提言

高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会より

I すべての子どもたちが安心して学べる学級・学校づくりについて

1 安心・安全な学級・学校づくり

- (1) 教育提供の中心的な役割を果たしている学校が、すべての子どもの居場所としての機能を果たすよう努める必要がある。そのために教職員は、日頃から子どもとの温かい人間関係を構築し、悩みや問題を気軽に相談できるような学校風土の醸成に努めることが重要である。
- (2) 担任、養護教諭やコーディネーター、管理職、その他教職員及び地域が一体となり組織として一人一人の子どもたちや保護者とつながることが、子どもたちの安心・安全につながる。
(子ども同士をつなげる視点も大切)
- (3) 教職員は、特別支援教育に関する学びを深めるように努め、個に応じた対応（指導・支援）をする必要がある。同時に、多様性への理解を促進するための教育活動を計画的に実施することが大切である。特別な支援を必要とする子どもたちも含めてすべての子どもたちが多様な他者を認め、思いやりや人権意識を育むための教育活動を計画的に実施することが大切である。
- (4) 日々の教職員の子どもへの挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等での個と集団への働きかけを通して、子どもの成長・発達を支えるとともに、教室にいる子どもたちに「自分自身が認められている、大切にされている」と実感できるようにすることが重要である。
- (5) 子どもたちからの相談等について、それがどのようなものであっても真摯に適切に対応することを重ねて、子ども達からの些細なことであってもないがしろにされることなく対応してもらえという教師への信頼感を高め、どのようなことであっても教師に相談できる環境の醸成に努める必要がある。
- (6) 大人がイメージする魅力ある学校と、子どもがイメージする魅力ある学校が統一されているのか、子どもたちの声を聞きながら学校づくりを目指すことが大切である。既存の学校評価アンケートや「楽しい学校生活を送るためのアンケート（以下「Q-U」という。）」等のほか、教職員たちの取組を子どもの声とともに振り返り、今後に生かしていくことが必要である。
- (7) 学校や教室は教育提供の中心的な存在ではあるが、社会、家庭、子どもの多様化によって必ずしも教室（学校）で学習をすることが最適ではない場合もある。専門家との連携等でそうしたことが確認された場合は、教室（学校）での教育提供にこだわるのではなく、校内サポートルーム、心の教育センター、教育支援センター、学びの多様化学校等の多様な場での教育提供を検討し、重層的な支援体制を整備する等、子どもたちの教育へのアクセスが途切れることのないことが重要であることに留意する。

2 誰にとってもわかりやすい授業づくり

- (1) 一人一台端末を活用した個別最適・協働的な学びを意図的に設定することで、一人一人の意欲・関心等を引き出し、自分のペースで自己決定を生かしながら各教科、領域で活躍できる場をつくることが大切である。
- (2) 授業や単元の導入時には、どの子どもも課題が理解でき、見通しが持てるよう手立てや発問の工夫等について教材研究を深めたり、研究授業を行ったりする研修を、学校全体で行う必要がある。
- (3) 学校は、授業や行事等、学校生活全般において、子どもが皆で話し合い、実践する活動を推進する等、子ども同士が互いに認め合い、互いの良さに気づき、良好な人間関係を築くことができるように努めることが重要である。

3 SOS の出し方教育の充実

- (1) 県は、きもちメーター・Q-U・日誌等の多様な情報源から子ども達の状況を確認できる力量や教職員が子どもの SOS を受け止める力を向上させるための研修を行うことが必要である。
- (2) 子どもが「この先生なら SOS を受け止めてくれる」と感じることができる教職員の存在、この学校なら SOS を出すことができるという学校風土が大切である。(安心感・信頼関係)
- (3) 全ての教職員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防につながることを十分に理解することが重要である。そのためには、道徳科や保健の授業等を通して、命の大切さを実感できるよう計画的に指導することが重要である。指導にあたっては、子どもがストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、当面する諸課題や、生活上の諸問題の解決を図ることを目的とした体験活動等を通して、援助希求行動を身に付けられるようにすることが重要である。
- (4) SOS を出しやすい環境づくりの一つとして、子ども自身も SOS を出せる人一覧を作成したり、SOS 相談窓口一覧を家庭へ届けることが重要である。
- (5) 子どもが大人に相談するためには、自分の悩みに気づき、その悩みを言語化し伝え、さらに相談相手の反応を受け止めるといったように、かなりのエネルギーが必要である。このことから周りが、日常的な観察と情報共有が大切である。

Ⅱ 専門職との協議によるチーム学校支援について

- 1 子ども一人一人の特性や背景等を十分に理解したうえで個に応じた支援を行うことが必要である。支援については、教職員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や関係機関等と連携し、チームとして取り組むことが重要である。
- 2 社会の中で自立して生きることが難しくなり、社会との接続が途切れてしまう生活となるということがないように、アウトリーチの拡充、社会に開かれたチーム学校として、子どもを支援していくことが大切である。
- 3 保幼小中高と切れ目のない支援をスムーズに遂行するために、共通マニュアルのみの支援や連携ではなく、それぞれの校種別に、それぞれの特徴を捉えた支援や連携こそが大切である。

- 4 専門家だけのアセスメントだけに頼ることなく、子どもたちと日常的に関わっている教職員の情報を大切しながら、教育・心理・福祉が一体となって、多角的・多面的にアセスメントしていくことが大切である。特に、ケース会では保護者に参加してもらい支援方法を検討し、保護者の理解のもと支援をしていくことが重要である。
- 5 支援後のモニタリング（経過確認）、再アセスメント、再プランニングといった循環プロセスを大切にした伴走型支援が重要である。

Ⅲ 校内サポートルームの充実について

- 1 不登校の子どものみならず、少し元気をなくした子どもがエネルギーを充電できるような開かれたサポートルームづくりを進めることが重要である。
- 2 校内サポートルームが特別な場所として受け止められるのではなく開かれた場所となるよう柔軟な体制整備等が重要である。
- 3 校内サポートルームや教育支援センター、フリースクール等、学校外の学びの場で取り組まれているよいところを学校に還元していくことが大切である。
- 4 校内サポートルームの設置により、教職員の不登校に対するアンテナの感度が増し、これまで見逃していた子どもたちの言動をよりキャッチできるようになることが期待される。
- 5 委員会や学校によるがチラシやリーフレット等を活用した広報活動が、学校内外で展開されることにより、地域の関係機関を含めた取組につながることを期待される。

Ⅳ 高知県心の教育センターの支援について

- 1 心の教育センターは独立した組織として、市町村（学校組合）の教育支援センターをつなぐハブ機能を備えた中核施設になる必要があり、教育支援センターへの助言・支援機能も担うことが望まれる。
- 2 心の教育センターは、相談支援、データ収集・分析、情報提供、人材育成等、総合的なサービスを提供することが求められる。
- 3 心の教育センターは、県及び市町村（学校組合）が提供する重層支援のハブとして機能し、子どもたちや家庭と支援策とのマッチングや双方の窓口として機能する等、すべての子どもたちが何らかの形で教育サービスにアクセスできているようにするための中核的な役割を發揮することが求められる。
- 4 心の教育センターは、必要とする保護者が効果的に活用できるようにするため、民間施設を含む関係機関の一覧を、ホームページ等で提示することが求められる。
- 5 心の教育センターが、学校に通うことができていない子どもへの対応や、家庭状況が厳しい子どもへの支援に向け、オンラインサポートの提供を進めることが重要である。
- 6 心の教育センターは、オンラインサポートの周知について、学校に対して行うだけでなく、毎年配布している24時間電話相談カードのように、ターゲットとなる子どもに直接届くような取

組を工夫することが必要である。

- 7 心の教育センターは、学習支援だけでなく、カウンセリングや校内支援会へのサポート事業等においてもオンラインの導入を検討する必要がある。

V 教育支援センターの支援について

- 1 県及び市町村（学校組合）は、学びの場を学校内だけに限定せず、教育支援センターにおける多様な形での支援や子どもたちの居場所づくりを拡充していくことが重要である。
- 2 教育支援センターは、子ども一人一人の状況に応じ、必要な体験活動や学習活動を計画することが必要であり、子どもがより意欲をもって取り組むことができるような工夫が重要である。
- 3 教育支援センターは、子どもの進学にあたり、不登校の子どもの情報や支援が円滑に引き継がれるよう、橋渡しを行う立場として関わっていくことが重要である。
- 4 不登校の子どもへの支援に際しては、具体的な支援策を立てることが必要であることから、県は教育支援センターの支援力向上のための研修を計画的に実施する必要がある。

VI フリースクール等の民間団体の多様な場における支援について

- 1 フリースクール等の前提条件として、日々の学習の状況や子どもの変化・成長について、家庭や学校ときめ細やかな連携を行うことが挙げられる。
- 2 フリースクール等は、学校に行きづらくなっている子どもたちに対し、社会的自立に向けた教育機会を提供することが大切である。
- 3 フリースクール等の多様な学びの場への接続を保障するためには、県はそれぞれの場で行われている支援情報の整理をするとともに、相談窓口の一本化を図る等を通して、誰一人取り残すことなく学びにつなげること、及び学びにつながったかを確認する仕組みづくりを行うことが重要である。
- 4 フリースクール等における支援では、学習支援だけでなく、学校では行えないような様々な体験学習等も考えられる。子どもの在籍校は、自校の教育課程と照らし合わせ、フリースクール等からの活動記録も参考に、出席扱いや工夫した評価の仕方で成績に反映させていくことが、子ども一人ひとりを大切にするうえで重要となる。
- 5 フリースクール等においては、多様な人材による柔軟な支援を行うことが求められる。そのため、教員や心理・福祉の専門家を目指す学生等や志のある様々な人材を活用することも考えられる。
- 6 フリースクール等と教育委員会及び学校は、相互に密接に連携していくことが必要であり、各施設共通の連絡様式を作成する等、スムーズな連携につなげていくため、絶えまない努力をしていくことが求められる。

Ⅶ 学びの多様化学校の在り方について

- 1 学びの多様化学校の設置主体は、学びの多様化学校が不登校児童生徒に対する重層的な支援の一部であることから、対象とする子ども像やその役割を明確に規定し、教育支援センターや校内サポートルーム、フリースクール等と役割分担の上で、総合的な不登校対策の一部として位置づけることが重要である。
- 2 学びの多様化学校を学校として捉えたとき、学力の保障は大前提であり、そのうえで子どもが周囲の仲間と協働しながら成長し、社会性を身につけていくような教育課程を編成することが重要である。
- 3 学びの多様化学校では、高等学校等の進路先との接続を見据え、高校進学を視野に入れたコースや、個に応じた学習指導の進め方ができるコースを選べるようにすることはもとより、キャリア教育を指導する専門の外部講師の招聘や、地域のビジネスリーダーとの連携も視野に入れる必要がある。
- 4 学びの多様化学校は、継続的な面談や体験入学を通し、学校のことを子どもや保護者が十分に理解したうえで入学を決定できるようなプロセスをとることが必要である。その際、入学までの流れをフローチャート等で図示することや、入学後のミスマッチの防止に向け、学校のコンセプト等を明確にすることが重要である。
- 5 学びの多様化学校はスムーズな体験入学を可能にするために、校内や隣接した場所に教育支援センターを併設することが望ましいです。
- 6 学びの多様化学校における特別な教育課程は、単に子どもの学習時間の軽減を目的とするのではなく、当該学校に通う子どもの社会的自立に向け、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討する必要がある。
- 7 本県の豊かな自然を生かし、山林での林業体験、海でのマリンスポーツ活動、あるいは農業体験等を通して子どもの社会参加を支援する取組や、福祉機関との連携により、ボランティアの参加や高齢者との関わりを通した子どもの自己肯定感や自己効力感を育むような取組も、社会的自立へつなぐと考えられる。
- 8 学びの多様化学校の設置に当たっては、大人が思い描く学校をつくるのではなく、どのような学校であれば行きたくなるのか、どのような学校を求めているのかについて、子どもの声を聞くことが重要である。
- 9 様々な背景を持った子どもが対象であることから、学びの多様化学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を配置し、適切なアセスメントをもとにした心理的・福祉的支援等を実施していくことが望ましいです。
- 10 学びの多様化学校のめざすところは、「学びの選択肢の多様化」であることから、新たに学校を作り、それが「一つの在り方としていい」という世間の認識の広がりを目指すことはいいことであるが、一方で、それが「選択肢の多様化」ではなく、「現在ある学校に通う子どもたちとの分断」にならないよう留意する必要がある。

年 氏名：	【家庭環境】 【学習面】 【生活面】 【その他】				
R:アセスメント 現状・見立て					
校内支援会日時	月 日 ()				来年度への引き継ぎ
現在の状況					
V:取組方針					
P:具体的取組 ★見立て直し・追記 □手立て					
D:実際の取組 ○効果あり ●あまり効果が みられない					
C:取組の評価					
次回確認日	月 日 ()				

高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会 委員

【令和5年6月20日～令和6年7月11日】

委員長	柳林 信彦	高知大学 副学長
委員	白川 景子	香美市教育長
委員	水田 眞由美	土佐市教育研究所所長
委員	三谷 香	高知市立城東中学校 校長
委員	新井 肇	関西外国語大学教授(「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長)
委員	岡田 倫代	高知大学 大学院 教授
委員	西梅 幸治	高知県立大学 准教授
委員	松岡 寛	マイルストーンゼミナール代表(フリースクール)
委員	渡邊 雄大	NPO法人 カタリバ

職名については、令和5年6月20日時点のものです。

【令和6年7月12日～令和7年6月20日】

委員長	柳林 信彦	高知大学 副学長
委員	黒瀬 渡	いの町教育長
委員	水田 眞由美	土佐市教育研究所前所長
委員	山岡 綾	香美市立大栃小学校 校長
委員	新井 肇	関西外国語大学教授(「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」副座長)
委員	岡田 倫代	高知大学 大学院 教授
委員	西梅 幸治	高知県立大学 教授
委員	松岡 寛	マイルストーンゼミナール代表(フリースクール)
委員	渡邊 雄大	NPO法人 カタリバ

職名については、令和6年7月12日時点のものです。

高知家の子どもたちが誰一人取り残されない学びを保障するためのガイドライン
令和7年3月

高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL 088(821)4937 FAX 088(821)4559

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki//310801/>

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp